

鳥取県男女共同参画白書

～令和6年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書～

－資料編－

鳥 取 県

目 次

データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- (1) 人 口 1.人口の推移／2.年齢3区分別人口の推移
- (2) 世 帯 1.一般世帯数、1世帯当たり人員の推移／2.一般世帯の家族類型別世帯数の推移
- (3) 人口動態 1.「合計特殊出生率」全国との比較／2.「出生・死亡」全国との比較／3.「婚姻・離婚」全国との比較／4.年齢階級別未婚率

「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」基本テーマ

テーマA 誰もが活躍できる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

1.女性の働き方についての考え／2.女性が働き続けるために必要なこと／3.「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況／4.職場における男女平等感／5.年齢階級別労働力率／6.女性の年齢階級別労働力率の経年変化／7.男女別就業率の推移／8.夫婦とも就業者である世帯の推移／9.雇用形態別雇用者数の推移／10.一般労働者の月間所定内給与額／11.短時間（パートタイム）労働者数、時間所定内給与額／12.産業大分類別就業者数／13.従業上の地位別就業者数の推移／14.農業委員に占める女性の割合／15.女性認定農業者数の推移／16.家族経営協定締結農家数／17.議会議員における女性割合の推移／18.審議会等委員における女性割合の推移／19.自治体管理職における女性割合の推移／20.教員における女性割合／21.自治会長における女性割合／22.消防団員における女性割合

テーマB 安全・安心に暮らせる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

1.母子保健関係指標の推移／2.人工妊娠中絶件数の推移／3.保健所における HIV 抗体検査・相談受付件数の推移／4.死亡原因の内訳／5.がん検診受診率の推移／6.65歳以上の要介護等認定者数／7.障がい者雇用率の推移／8.性的マイノリティへの認知と理解／9.ひとり親世帯の就業状況／10.ひとり親世帯の年間収入／11.ひとり親世帯の世帯構成／12.ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験／13.性暴力の被害経験／14.性犯罪の認知件数／15.DV相談件数、一時保護数の推移／16.男女共同参画センターにおける男性相談の推移

テーマC 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり・・・・・・・・・・ 23

1.「男性は外で働き女性は家庭を守る」という考え方について／2.家庭生活における役割分担について／3.社会通念・慣習などにおける男女平等感／4.子ども会役員における男性の割合／5.男女有業者の週平均生活時間／6.男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なこと

詳しくは令和7年11月発行の「令和6年度男女共同参画白書（本編）」をご覧ください。

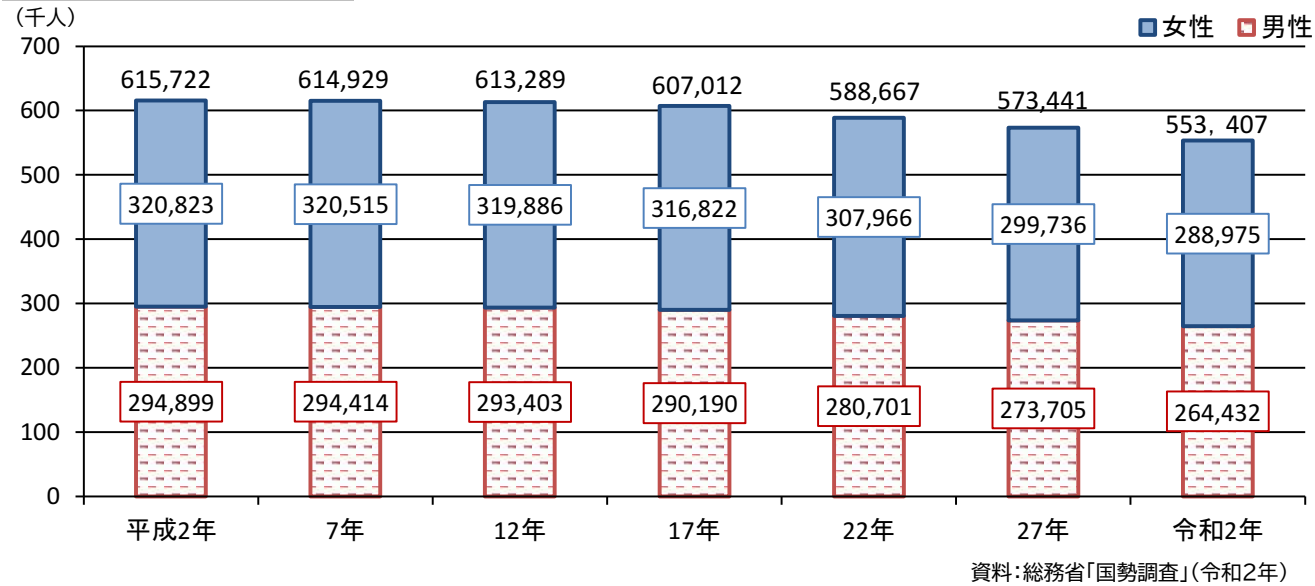
データで見る男女共同参画の現状

鳥取県の人口と世帯

(1) 人口

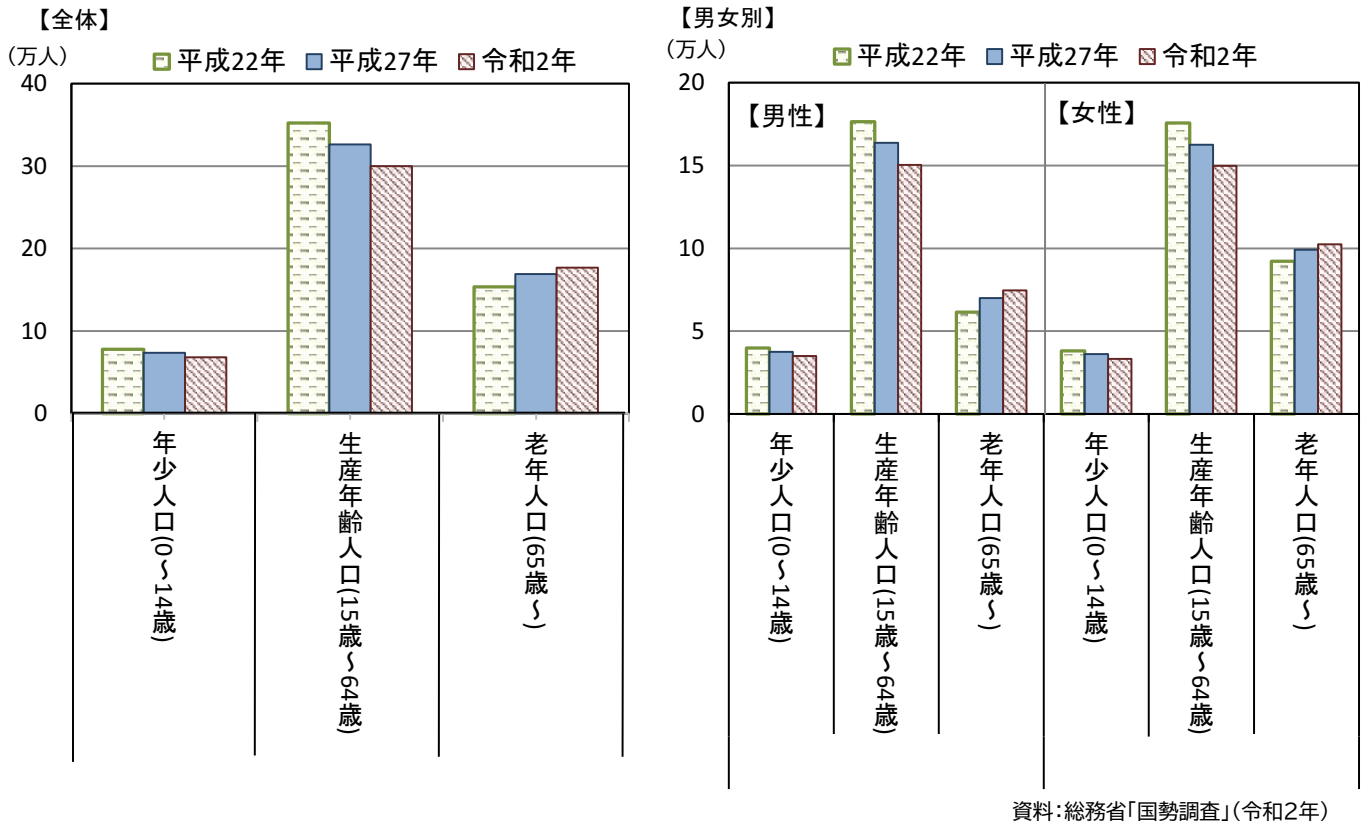
令和2年の国勢調査によると、本県の人口は553,407人。平成27年と比較し、約20,000人減少している。男女別に見ると、女性が288,975人、男性が264,432人。女性は男性より約25,000人多い。

図(1)－1 人口の推移



本県の年齢区分別人口は、男女ともに老年人口が増加傾向にある。また、年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)はともに減少傾向にある。

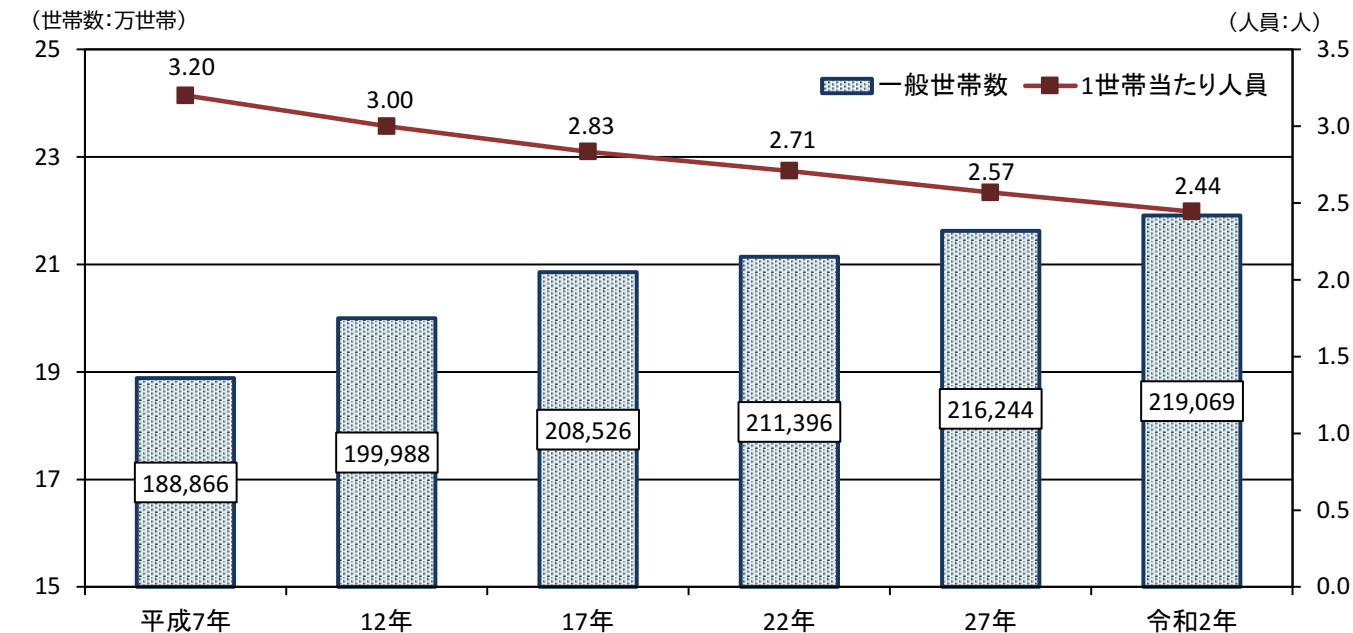
図(1)－2 年齢3区分別人口の推移



(2) 世帯

令和2年の国勢調査によると、本県の一般世帯数は平成27年と比較し、約3,000世帯増加している。しかし、1世帯当たり人員は減少し、世帯の規模は小規模化している。

図(2)－1 一般世帯数、1世帯当たり人員の推移

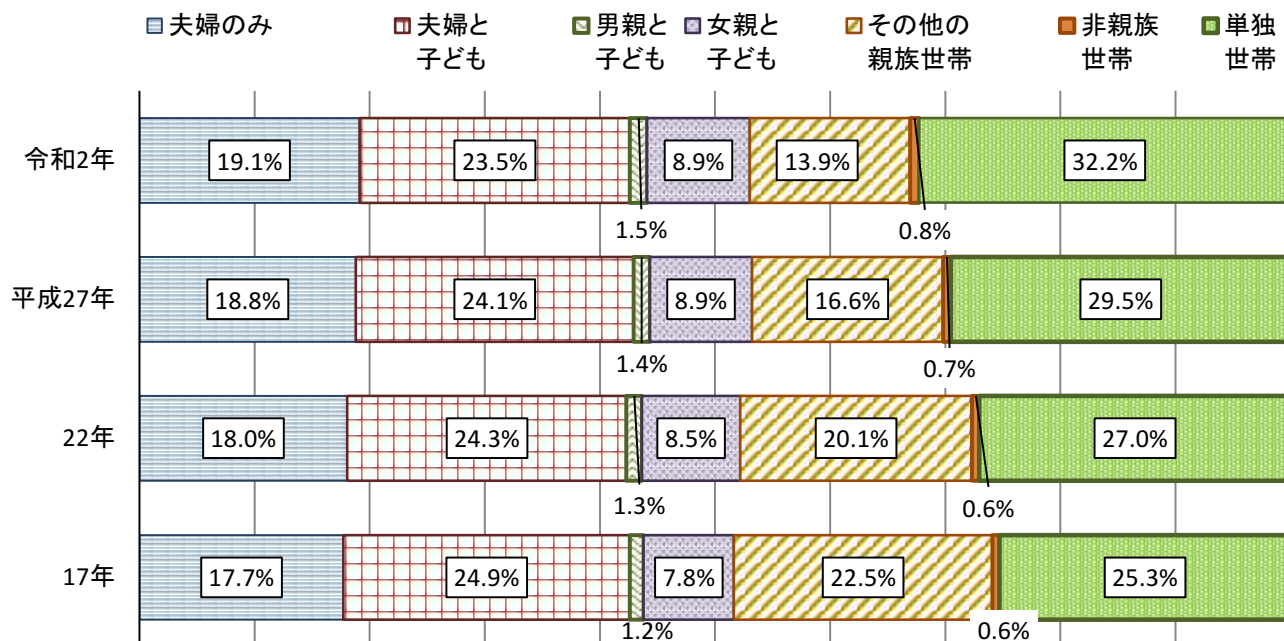


(注) 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり、一戸建て・間借り・下宿・会社独身寮などに居住している単身者で、施設等の世帯は除く。

資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

本県一般世帯の家族類型は、「単独世帯」割合が年ごとに徐々に増加傾向にある。

図(2)－2 一般世帯の家族類型別世帯数の推移



(注) その他の親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

非親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

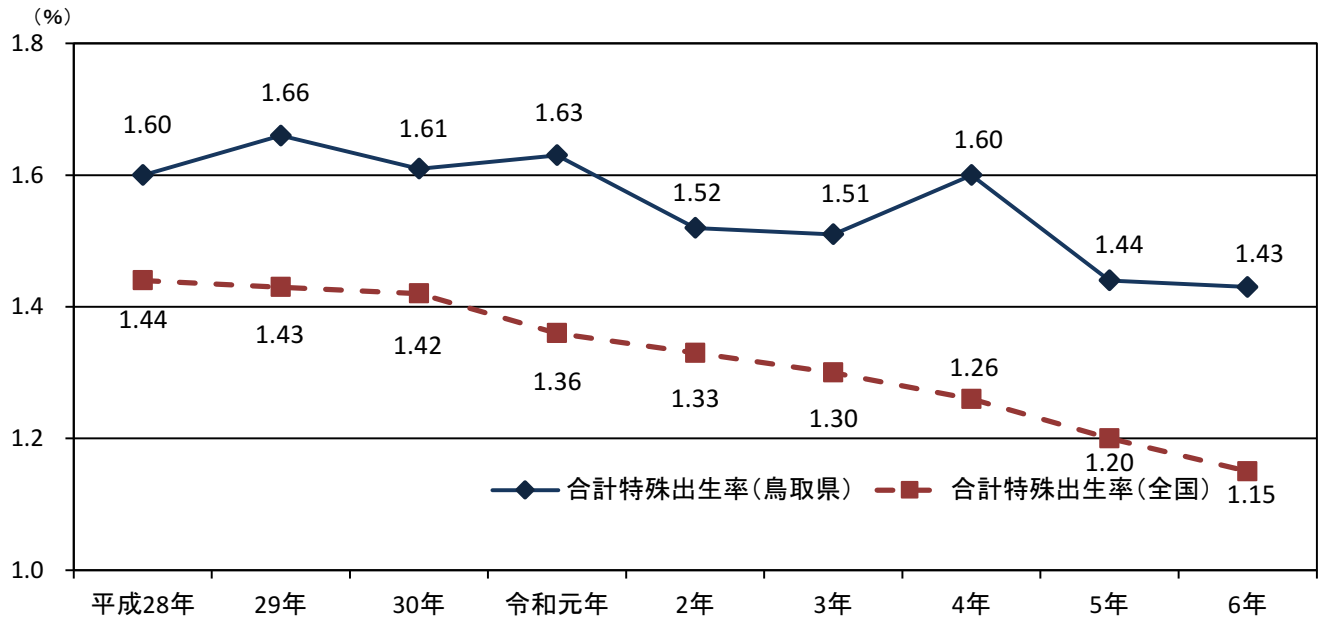
家族類型不詳を除く数値のため、合計が100%にならない場合あり。

資料：総務省「国勢調査」(令和2年)

(3) 人口動態

令和6年の本県合計特殊出生率は、前年よりわずかに減少したが、全国平均を上回って推移している。

図(3)－1 「合計特殊出生率」全国との比較



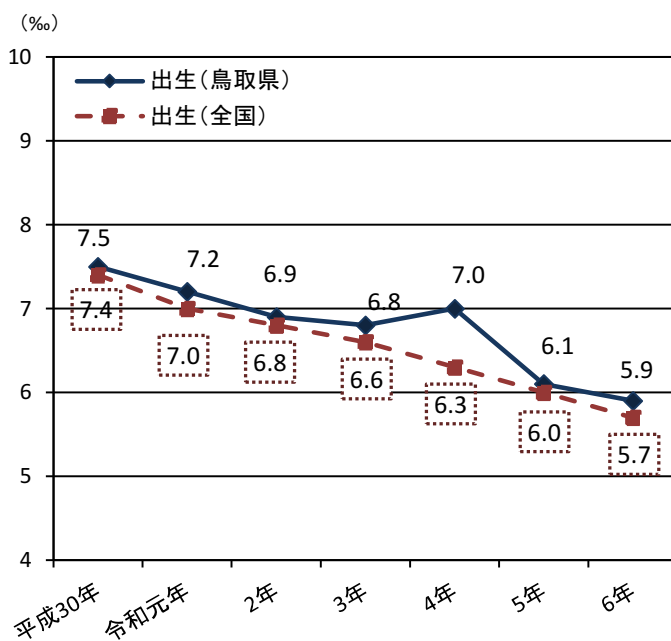
(注)「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和6年)

令和6年の本県出生率・死亡率は、ともに前年より低下した。

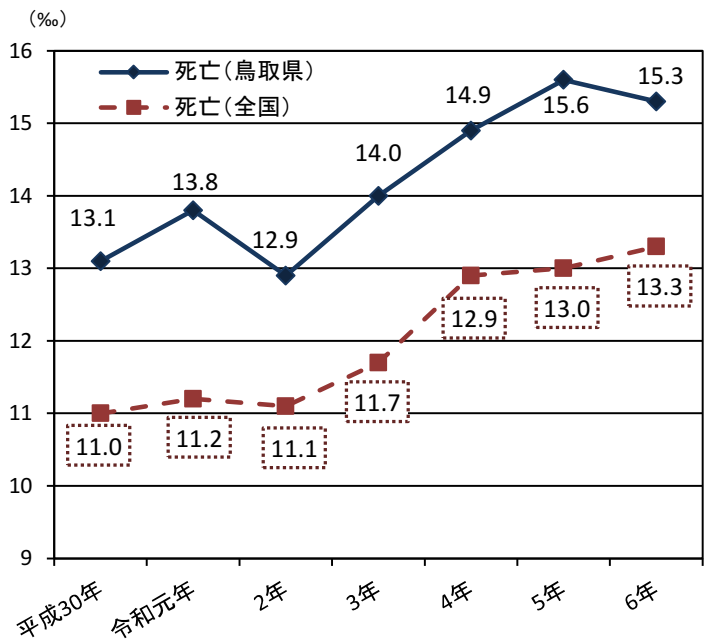
図(3)－2 「出生・死亡」全国との比較

【出生率】



(注)「出生率」、「死亡率」は人口千対。

【死亡率】

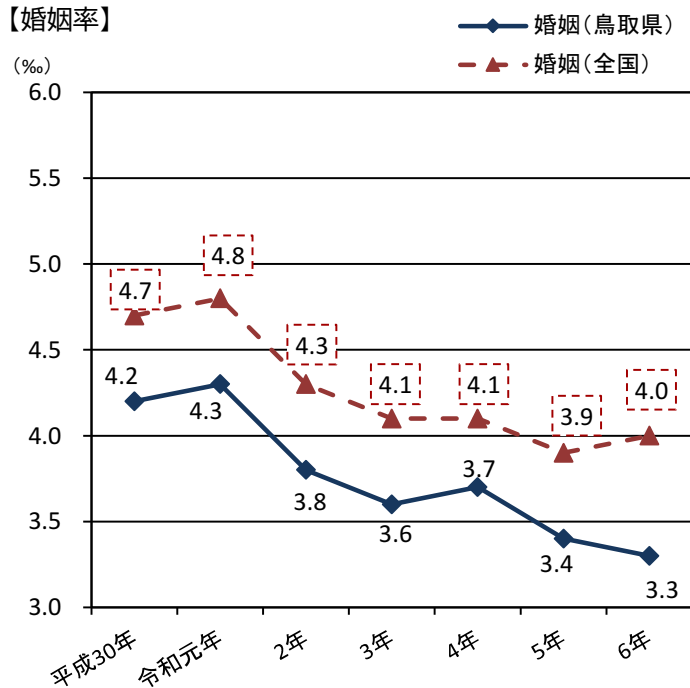


資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和6年)

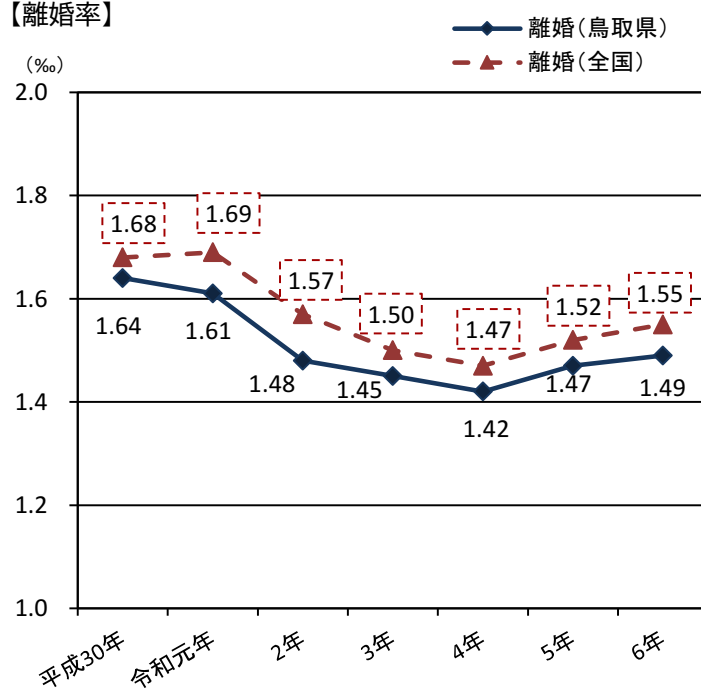
令和6年の本県の婚姻率は前年より0.1ポイント低下し3.3%であった。離婚率は0.02ポイント上昇し、1.49%であった。

図(3)－3 「婚姻・離婚」全国との比較

【婚姻率】



【離婚率】

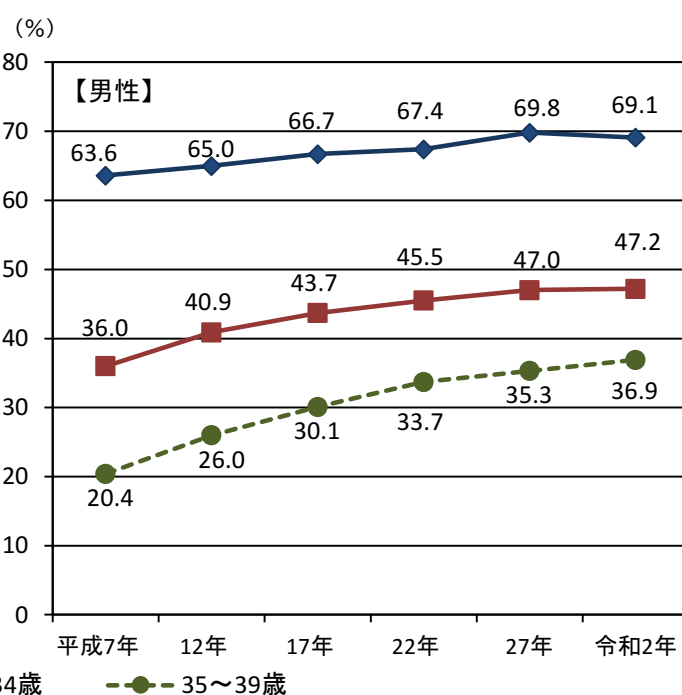
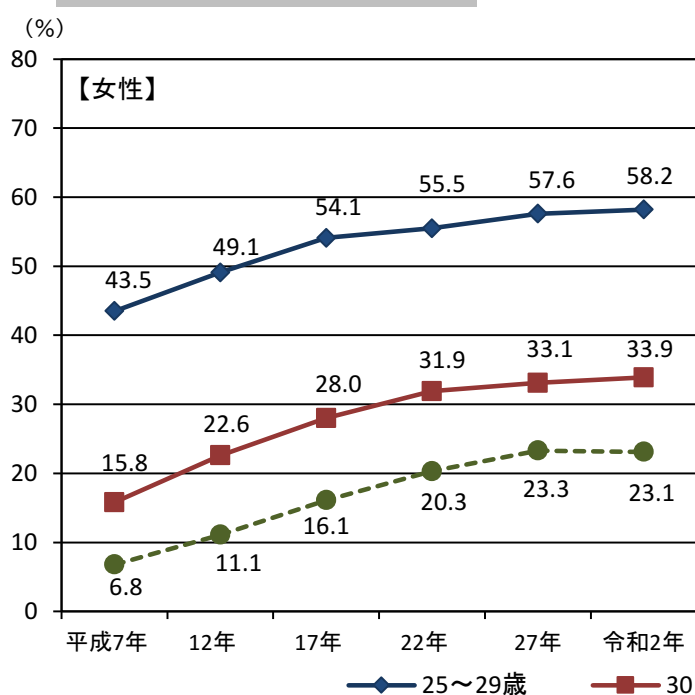


(注)「婚姻率」、「離婚率」は人口千対。

資料:厚生労働省「人口動態統計」(令和6年)

本県年齢階級別未婚率は、女性・男性とも各年齢階級において近年ほぼ横ばい状態であった。

図(3)－4 年齢階級別未婚率



資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

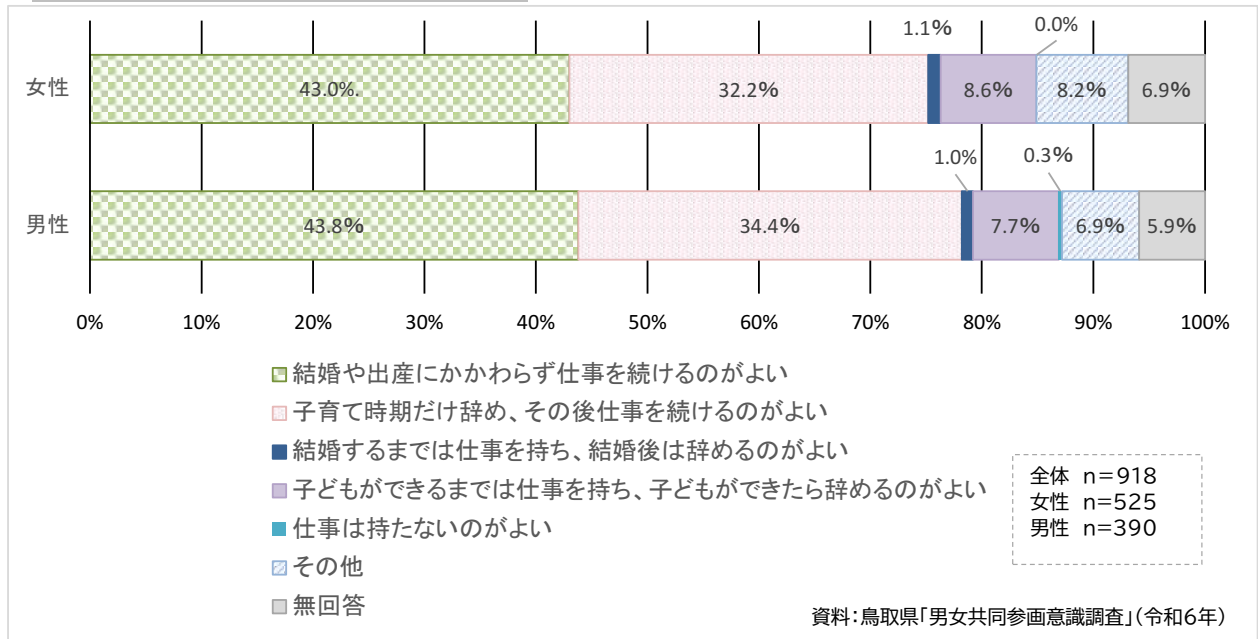
「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」基本テーマ

テーマA：誰もが活躍できる環境づくり

【重点目標1】働く場における女性の活躍推進

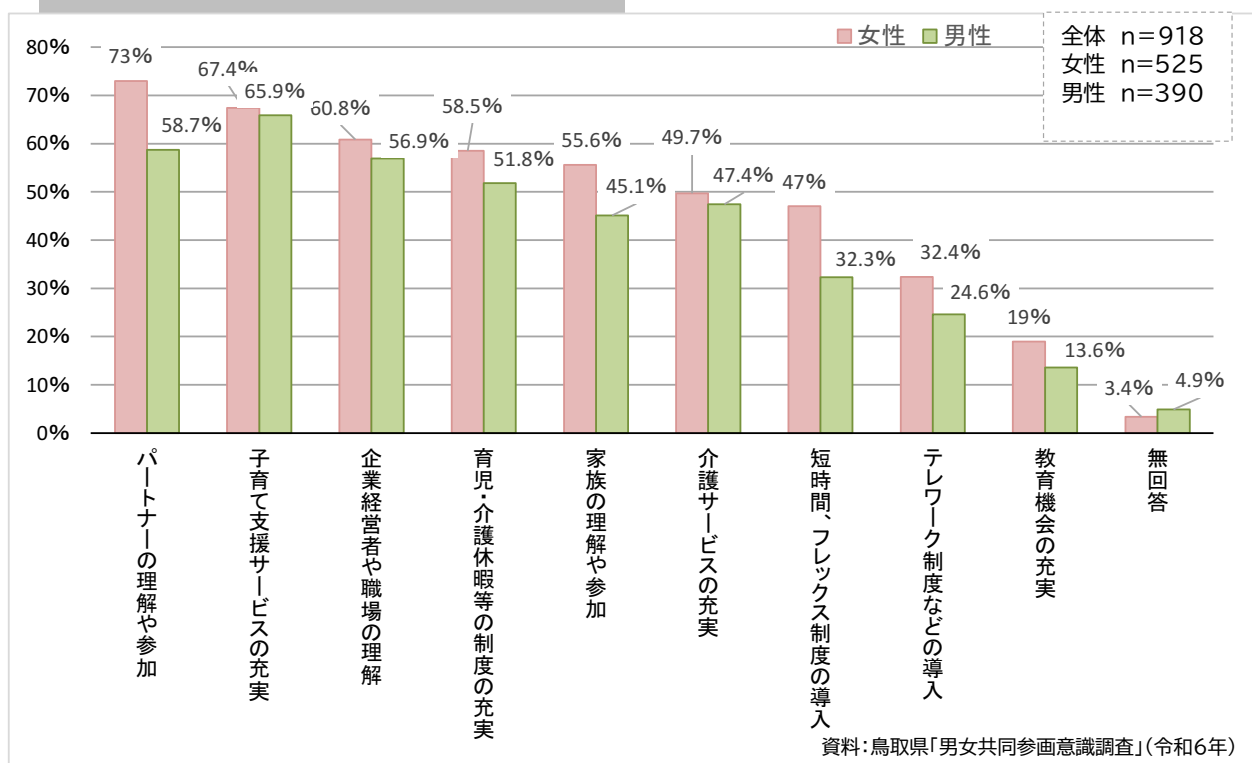
令和6年の「男女共同参画意識調査」によると、女性の働き方について男女ともに「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるのがよい」と答えた人の割合が最も高く、「仕事は持たないのがよい」の割合が最も低かった。

図A-1 女性の働き方についての考え



令和6年の「男女共同参画意識調査」によると、女性が結婚・出産・育児・介護によって退職せずに働き続けるために必要なことについて、女性では「パートナーの理解や家事・育児等への参加」と答えた割合が最も多かった。男性では「子育て支援サービスの充実」と答えた割合が最も多くなっている。

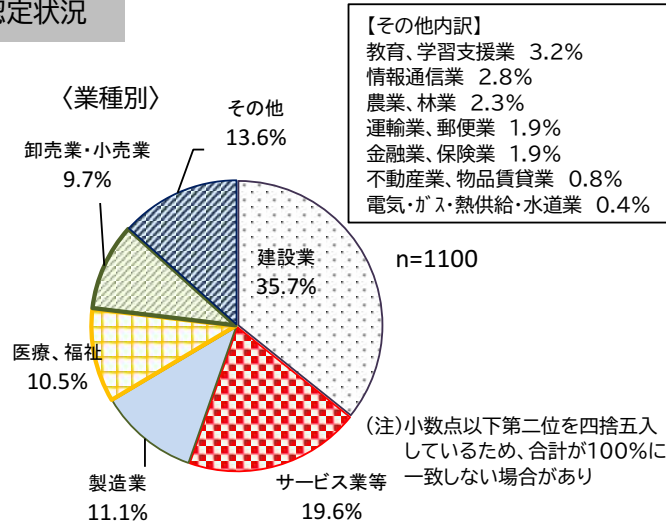
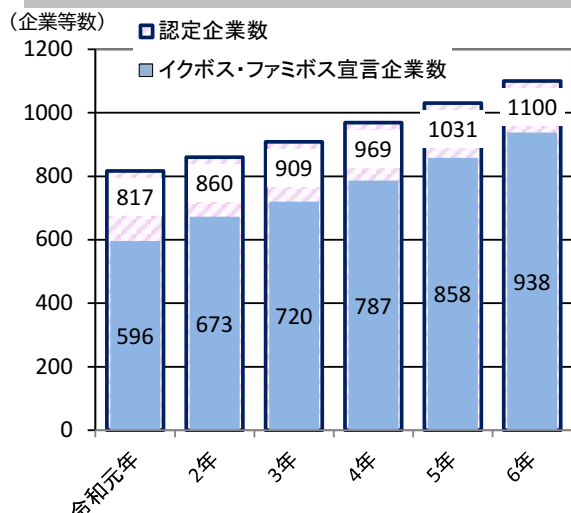
図A-2 女性が働き続けるために必要なこと



仕事と家庭の両立に配慮しながら誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む「鳥取県男女共同参画推進企業」に認定された企業等は1,100社(令和7年3月31日現在)であり、前年度より69社増加した。

また、男女共同参画推進企業のうちイクボス・ファミボス宣言企業数は、938社。「男女共同参画推進企業」認定企業のうち、イクボス・ファミボス宣言企業の割合は、R4年度:81.2%、R5年度:83.2%、R6年度:85.3%と、年々増加している。

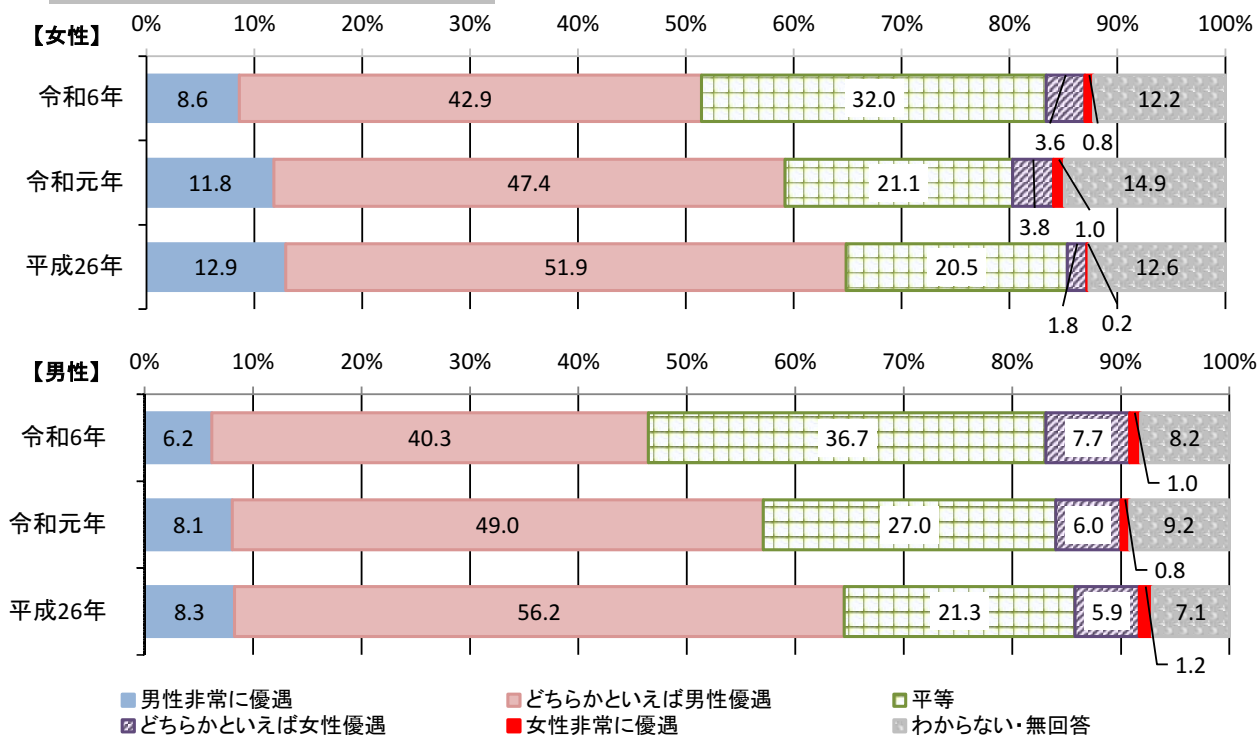
図A-3 「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況



※イクボス・ファミボスとは、企業における働きやすい職場環境づくりや人材確保、従業員の就業継続支援のために、子育てはもちろん介護しながら働き続けられる職場環境づくり、部下の仕事と家庭の両立を応援するリーダーのこと。
 資料：R6年度 鳥取県女性応援課調べ

令和6年の「男女共同参画意識調査」によると、「職場における男女平等感」について、男女ともに半数近くが「男性が優遇されている」と回答している。しかし、「平等」と感じる割合は前回と比較し増加している。

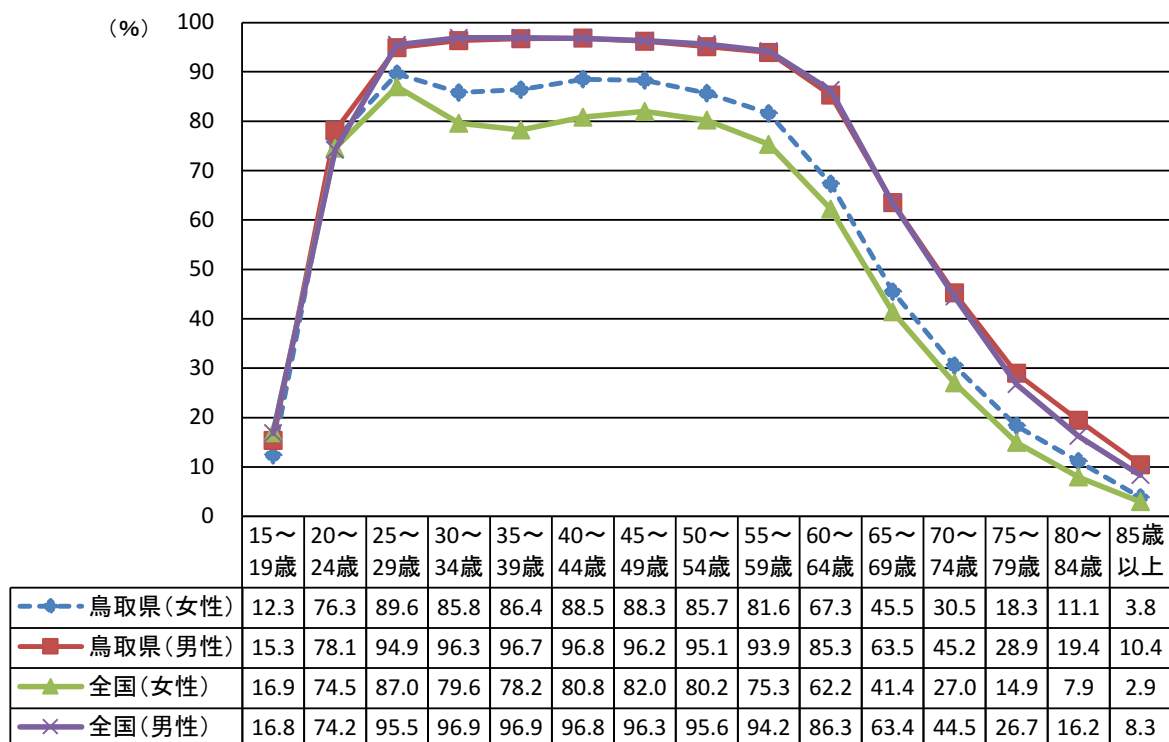
図A-4 職場における男女平等感



(注)小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合があります。 資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和2年の本県女性の労働力率は、30歳代を底とするなだらかなM字カーブを描いている。カーブの底における労働力率は全国と比べて高いものの、結婚・出産・子育て期に就業を中断する様子がうかがえる。

図A-5 年齢階級別労働力率

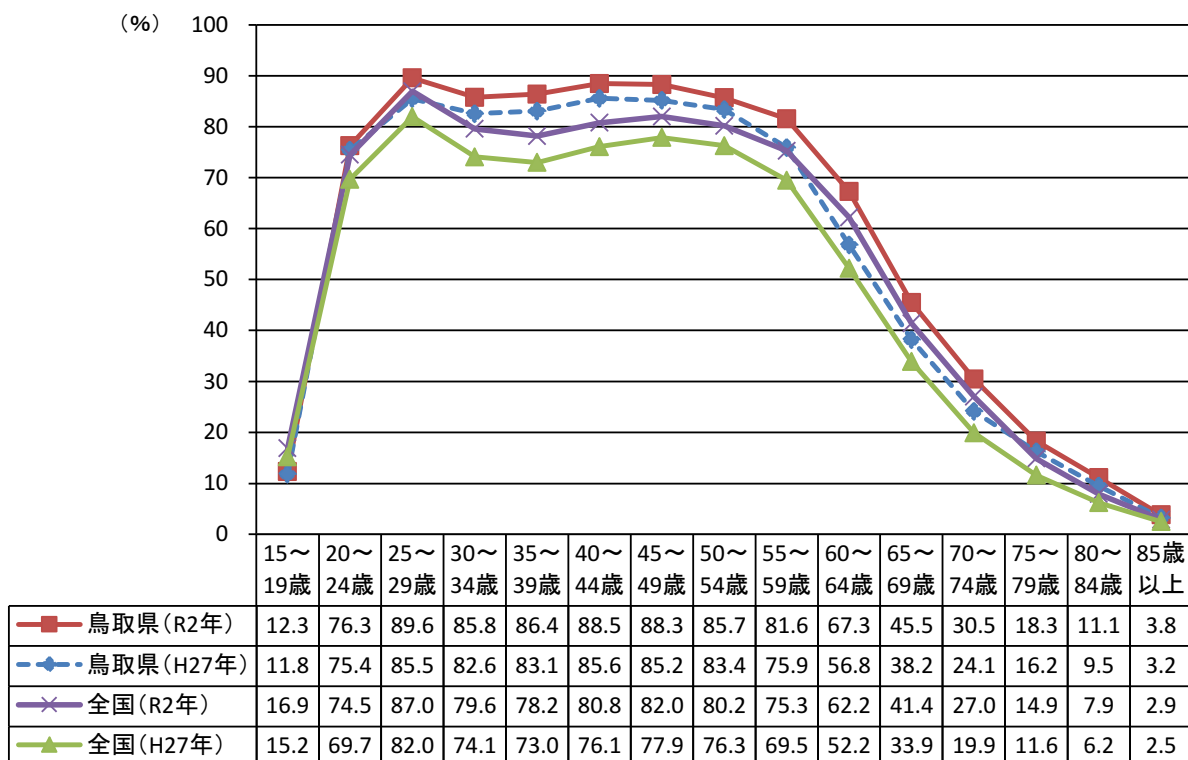


(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

全国の数値は、不詳補完値による。(不詳補完値とは、結果利用者の利便性向上を図るため、集計結果(原数値)に含まれる「不詳」をあん分等によって補完し算出したもの)

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

図A-6 女性の年齢階級別労働力率の経年変化



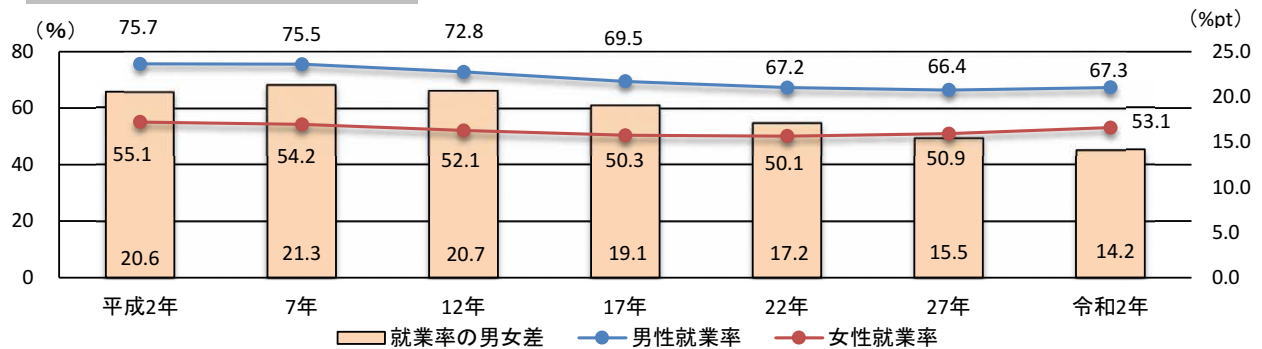
(注)労働力率=15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)に占める労働力人口の割合。

全国の数値は、不詳補完値による。(不詳補完値とは、結果利用者の利便性向上を図るため、集計結果(原数値)に含まれる「不詳」をあん分等によって補完し算出したもの)

資料:総務省「国勢調査」(令和2年)

令和2年の本県の男性就業率は67.3%、女性就業率は53.1%。平成27年と比較すると、就業率の男女差は年々減少している。

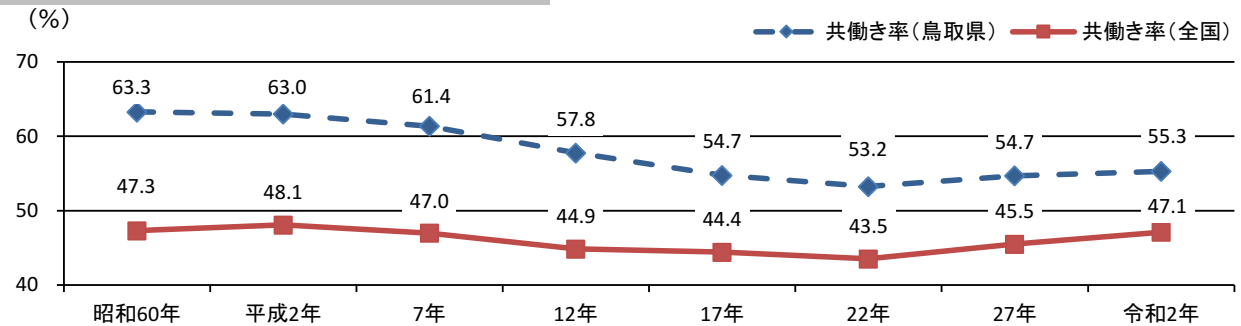
図A-7 男女別就業率の推移



(注) 就業率の男女差 = 男性就業率 - 女性就業率

資料: 総務省「国勢調査」(令和2年)

図A-8 夫婦とも就業者である世帯の推移

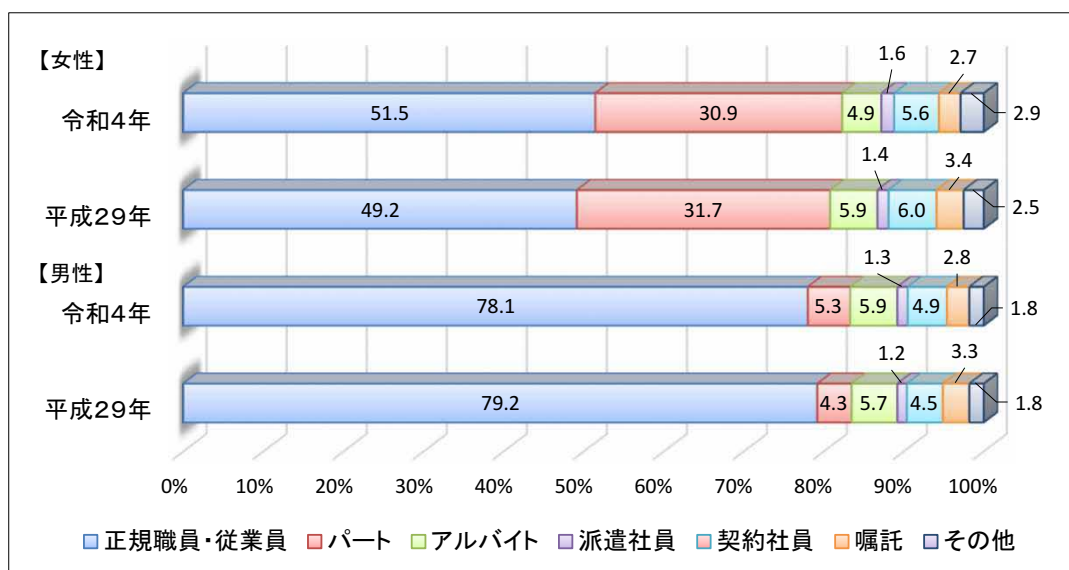


(注) 夫婦とも就業者世帯割合 = 夫婦世帯数に占める、夫妻ともに就業世帯数の割合。

資料: 総務省「国勢調査」(令和2年)

本県の雇用者に占めるパート、契約社員・嘱託の割合は、男性に比べ女性の方が高い傾向にある。しかし、平成29年と比較すると、女性の正規職員が増加している。

図A-9 雇用形態別雇用者数の推移



(注) 全雇用者は、会社などの役員を除く。

パート・アルバイト等の雇用形態は、勤め先での呼称によるもの。

小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しない場合あり。

資料: 総務省「就業構造基本調査」(令和4年)

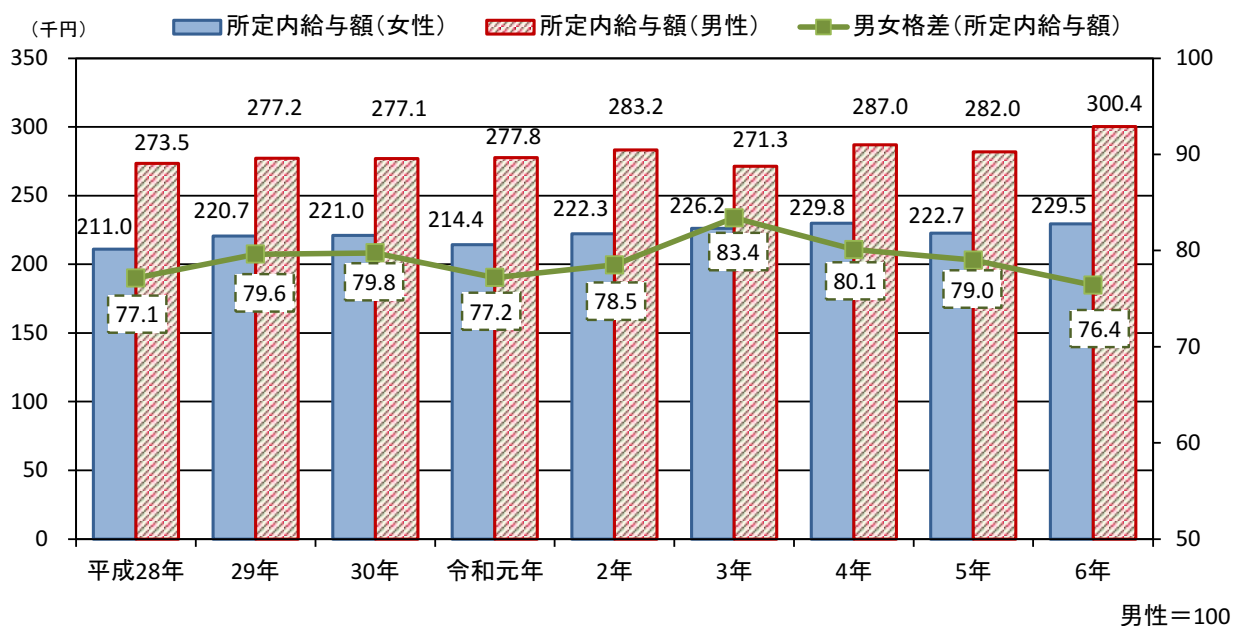
令和6年の本県一般労働者一人当たり所定内給与額は、前年と比較し男女とも上昇した。男女格差は、令和5年79.0、令和6年76.4となり、格差は2.6ポイント拡大した。(男性=100)

図A-10 一般労働者の月間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	所定内 実労働 時間数 (時)	超過 実労働 時間数 (時)	きまって支給する		年間賞与 その他特別 給与額 (千円)	労働者数 (人)
						現金 給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)		
平成28年	女性	42.6	10.8	166	6	222.4	211.0	507.0	34,700
	男性	42.9	12.3	169	13	299.5	273.5	685.5	54,320
29年	女性	42.3	10.9	165	7	233.5	220.7	551.1	36,890
	男性	43.4	12.9	167	14	304.6	277.2	728.9	53,870
30年	女性	42.1	10.7	164	7	235.9	221.0	517.4	40,110
	男性	44.0	13.0	167	12	301.8	277.1	702.8	52,570
令和元年	女性	42.9	10.7	162	6	227.2	214.4	491.5	39,930
	男性	43.4	13.2	166	11	301.8	277.8	721.2	56,610
2年	女性	43.7	10.6	164	5	231.3	222.3	535.4	46,180
	男性	43.5	12.3	168	9	303.7	283.2	868.3	65,220
3年	女性	42.8	10.3	164	5	236.2	226.2	488.5	50,510
	男性	44.0	12.9	167	11	294.3	271.3	649.8	64,820
4年	女性	43.5	10.4	163	6	242.8	229.8	502.1	44,150
	男性	45.2	13.2	167	12	311.7	287.0	710.5	64,860
5年	女性	44.0	10.7	164	5	233.6	222.7	479.6	43,430
	男性	45.3	13.1	167	10	303.8	282.0	663.5	64,910
6年	女性	44.0	10.2	161	6	243.4	229.5	449.6	46,540
	男性	45.8	13.5	165	12	328.9	300.4	706.4	58,750

(注)一般労働者：短時間(パートタイム)労働者以外の労働者。

所定内給与額：決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額。



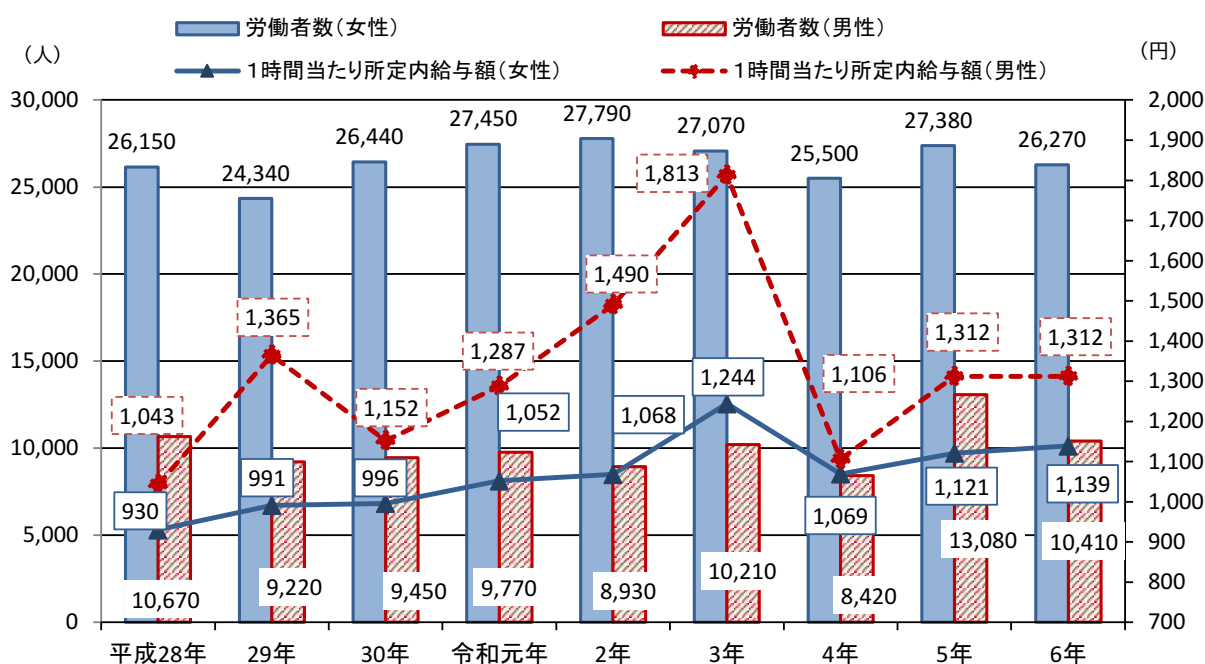
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)

令和6年の本県短時間労働者の「1時間当たりの所定内給与額」は、男性は前年と同額だったが、女性は1,139円となり前年を上回った。

図A-11 短時間(パートタイム)労働者数、時間所定内給与額

区分	性別	年齢 (歳)	勤続年数 (年)	実労働 日数(日)	1日当たり 所定内実 労働時間 数(時)	1時間当 り所定内給 与額(円)	年間賞与そ の他特別 給与額 (千円)	労働者数 (人)
平成28年	女性	46.0	5.7	17.7	5.3	930	25.2	26,150
	男性	46.4	5.1	17.3	5.0	1,043	23.9	10,670
29年	女性	47.7	5.9	17.7	5.2	991	22.5	24,340
	男性	48.5	6.1	14.9	5.1	1,365	16.1	9,220
30年	女性	49.8	7.2	18.1	5.4	996	34.3	26,440
	男性	44.8	5.9	16.9	5.3	1,152	46.9	9,450
令和元年	女性	48.5	6.9	17.0	5.4	1,052	45.7	27,450
	男性	43.8	5.2	15.0	5.2	1,287	50.5	9,770
2年	女性	49.5	7.0	17.2	5.1	1,068	33.5	27,790
	男性	45.4	4.7	14.6	5.0	1,490	24.7	8,930
3年	女性	49.9	7.7	17.2	5.3	1,244	55.4	27,070
	男性	51.1	5.9	14.7	5.0	1,813	19.9	10,210
4年	女性	50.0	8.3	16.7	5.2	1,069	47.0	25,500
	男性	47.8	6.5	14.2	5.1	1,106	35.2	8,420
5年	女性	47.0	7.2	16.3	5.2	1,121	42.3	27,380
	男性	46.1	5.8	14.1	5.2	1,312	51.6	13,080
6年	女性	49.9	7.9	16.2	5.2	1,139	48.7	26,270
	男性	45.2	5.4	13.9	5.1	1,312	30.6	10,410

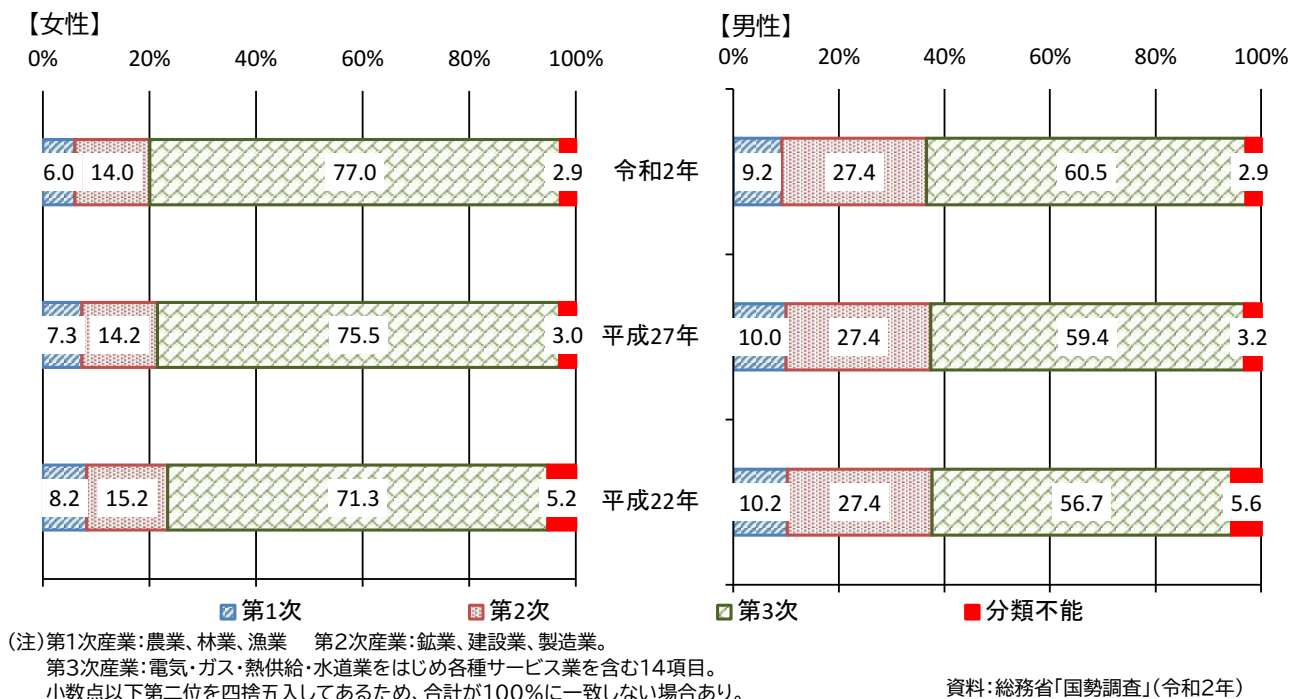
(注) 令和元年調査までは1時間当たり賃金が著しく高い一部の職種の労働者について集計対象から除いていたが、令和2年調査より短時間労働者全体を集計対象に含む調査方法に変更。なお、平成28年から令和元年までの数値は令和2年調査と同じ調査方法で集計したもの。



資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和6年)

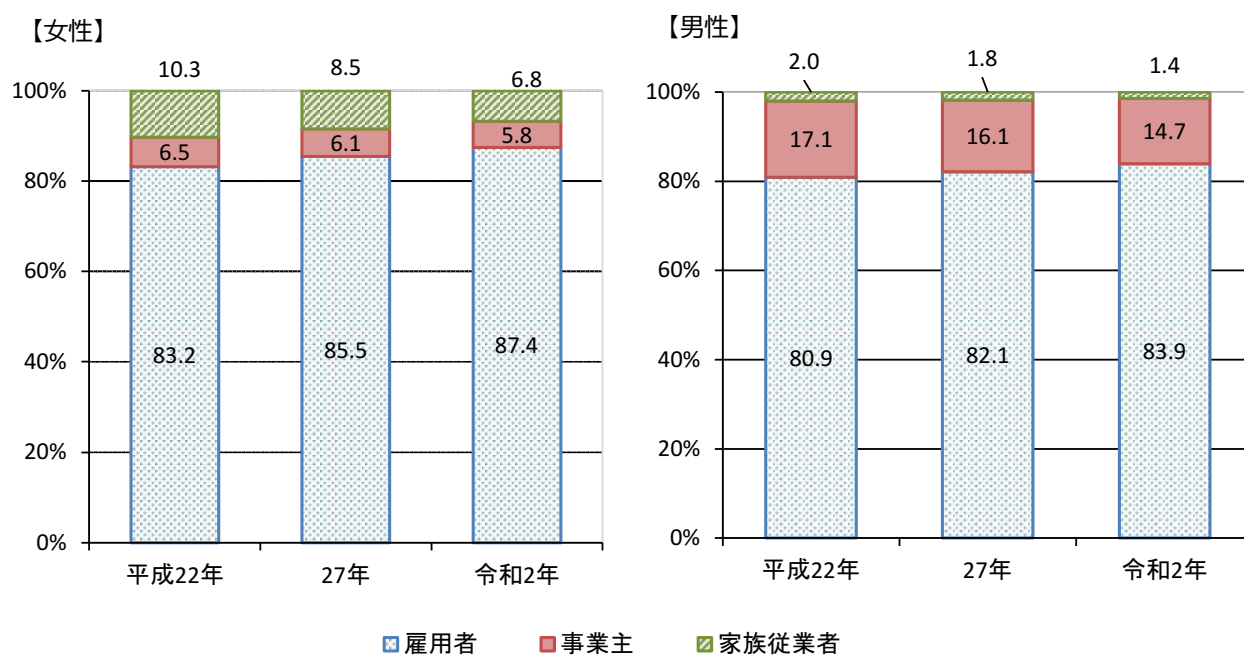
令和2年の本県の就業者数は、男女ともに第1次産業の割合が減少した。第3次産業では、男女ともに増加している。

図A-12 産業大分類別就業者数



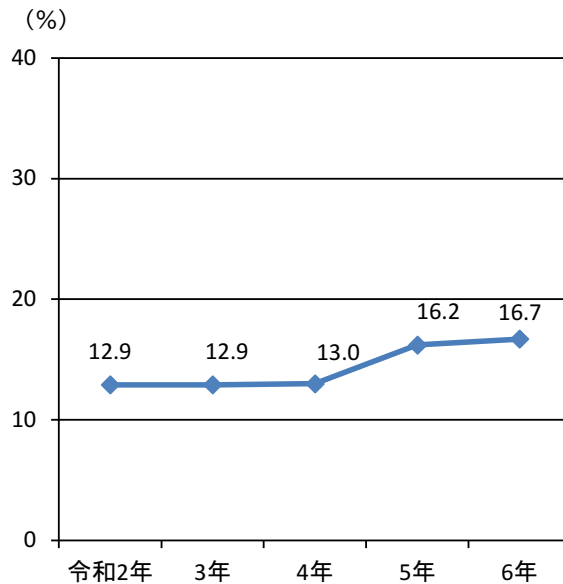
令和2年の本県就業者の従業上の地位をみると、男女ともに平成27年と比較して雇用者の割合が増加した。家族従業者・事業主は、男女ともに減少した。

図A-13 従業上の地位別就業者数の推移

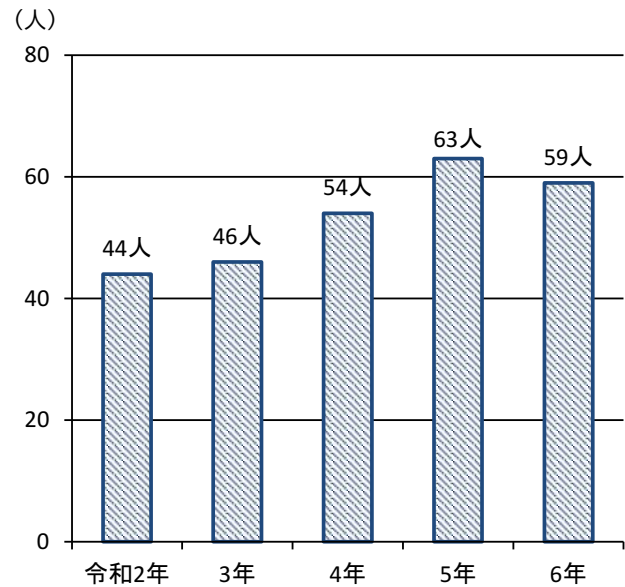


令和6年の女性認定農業者数は59人で、前年より4人減少したが、農業委員に占める女性の割合は16.7%となり、前年度より0.5%増加した。

図A-14 農業委員に占める女性の割合



図A-15 女性認定農業者数の推移

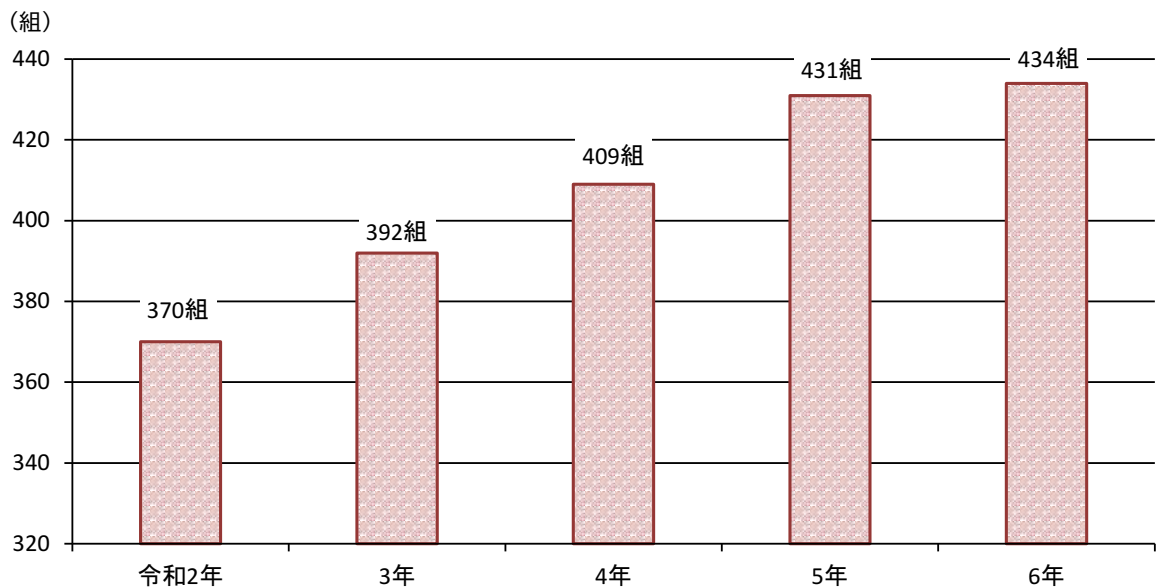


(注)平成28年度から選挙・選任制から公募制へと移行。
資料:令和6年度 鳥取県経営支援課調べ

資料:令和6年度 鳥取県経営支援課調べ

令和6年の家族経営協定締結農家数は434組で、前年より3組増加した。

図A-16 家族経営協定締結農家数

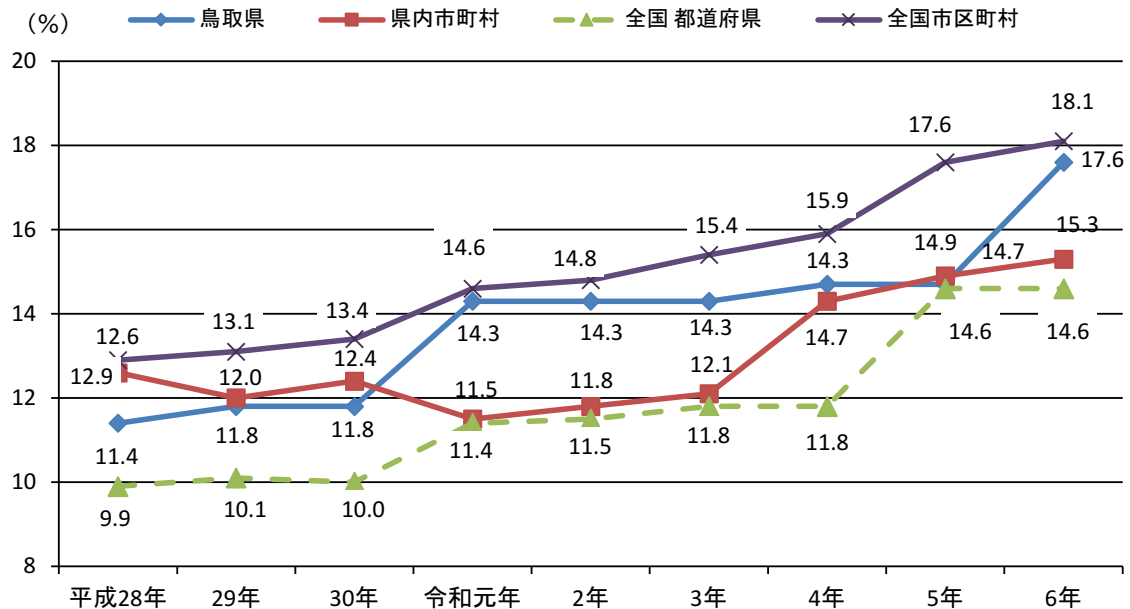


資料:令和6年度 鳥取県経営支援課調べ

【重点目標2】地域・社会活動における女性の活躍推進

令和6年の本県の議会における女性議員の割合は、県議会で17.6%、市町村議会で15.3%となっている。

図A-17 議会議員における女性割合の推移

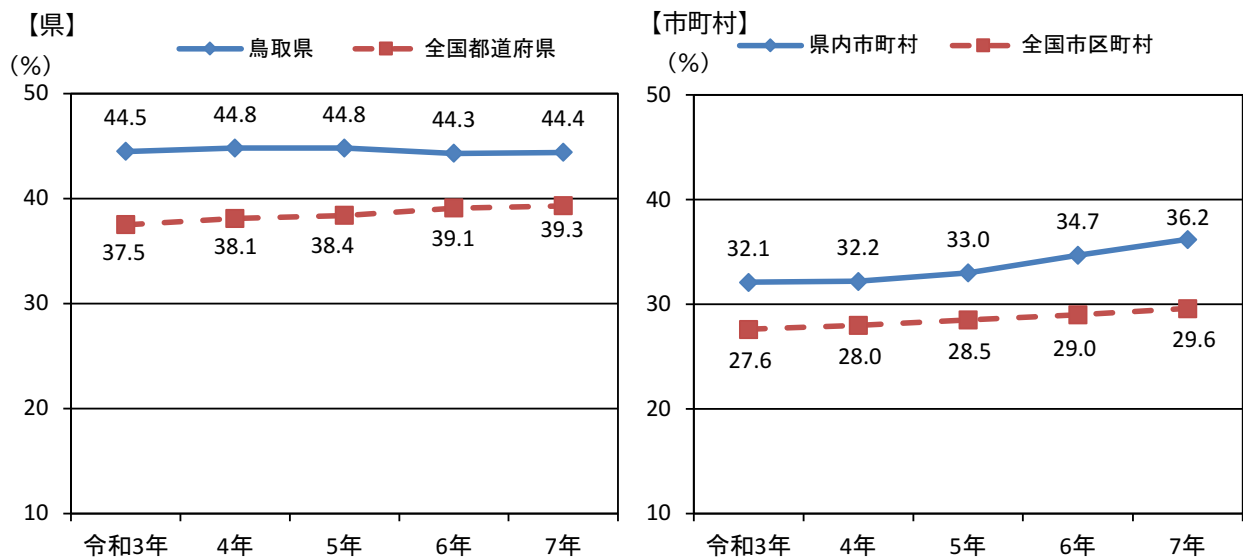


(注)各年12月31日時点。

資料:総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(令和6年)

令和7年の本県の審議会等委員における女性の割合は、県が44.4%、市町村は36.2%となっており、県・市町村ともに全国平均を上回って推移している。

図A-18 審議会等委員における女性割合の推移



(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

鳥取県・全国都道府県データは、目標設定の対象である審議会等(※)における数値。

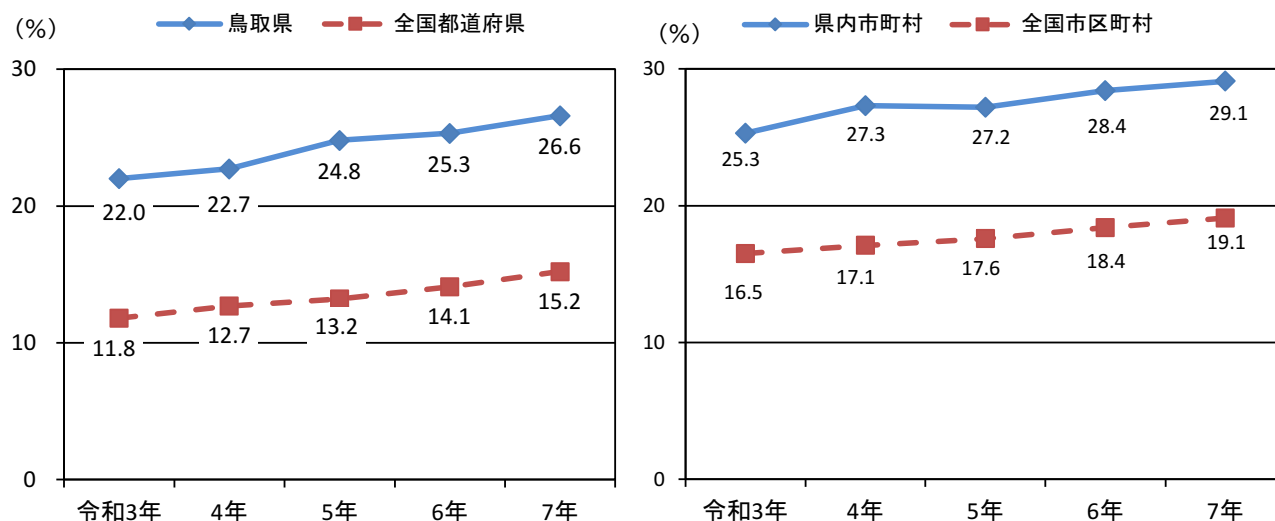
県内市町村、全国市区町村データは、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等(広域で設置された審議会等を含む)の数値。

※各都道府県(市町村含む)において、女性の登用目標が設定されており、その目標の対象である審議会等を言う。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和7年)

令和7年の本県自治体管理職(課長相当職以上)における女性の割合は、県が26.6%、市町村は29.1%。県・市町村ともに、全国平均を10ポイント以上上回っている。

図A-19 自治体管理職における女性割合の推移

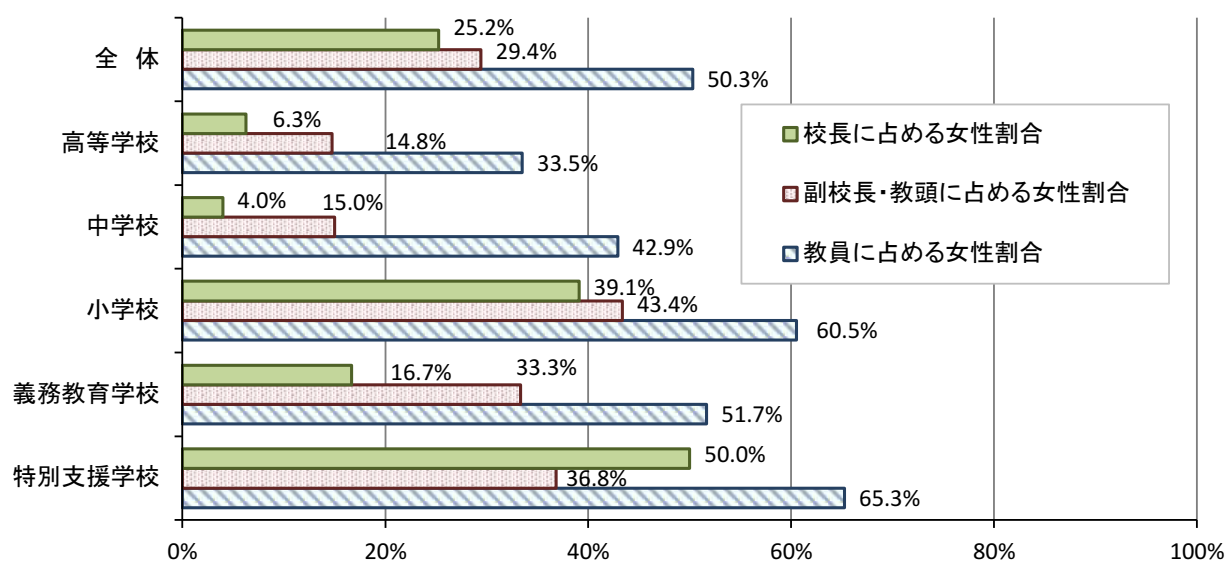


(注)調査時点は原則各年4月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。
データは警察本部、教育委員会を含む。教育関係機関の教育職は対象外。

資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和7年)

令和6年の本県教員の男女比率はほぼ同率であるが、うち校長に占める女性割合は25.2%、副校長及び教頭に占める女性割合は29.4%と低い傾向にある。特に中学校・高等学校において校長に占める女性割合は、中学校4.0%、高等学校6.3%と低くなっている。

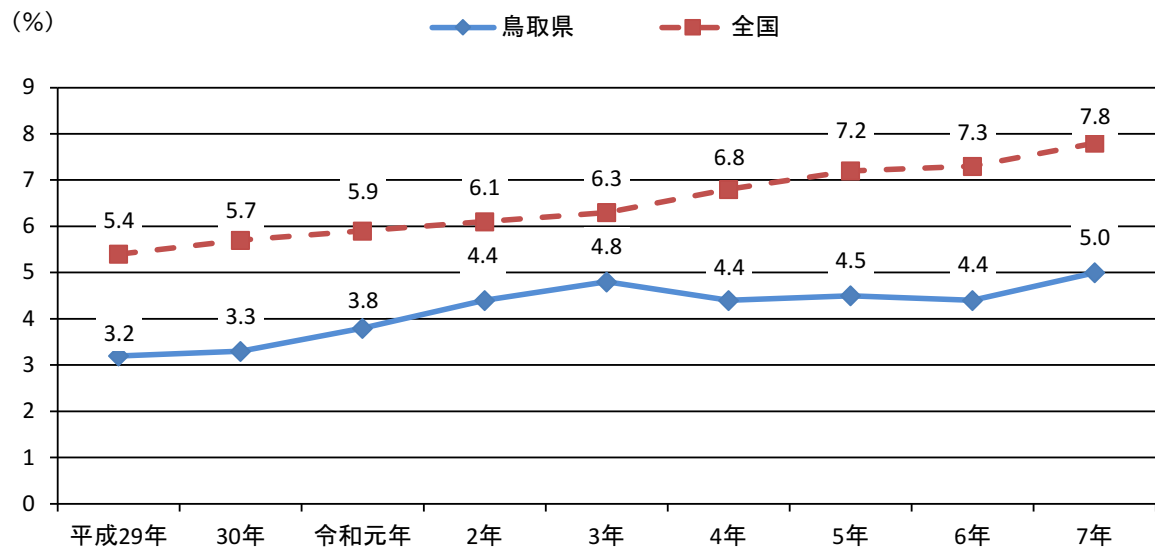
図A-20 教員における女性割合



資料:文部科学省「学校基本調査」(令和6年)

令和7年の本県の自治会長における女性割合は5.0%で、前年より0.6ポイント上昇した。

図A-21 自治会長における女性割合

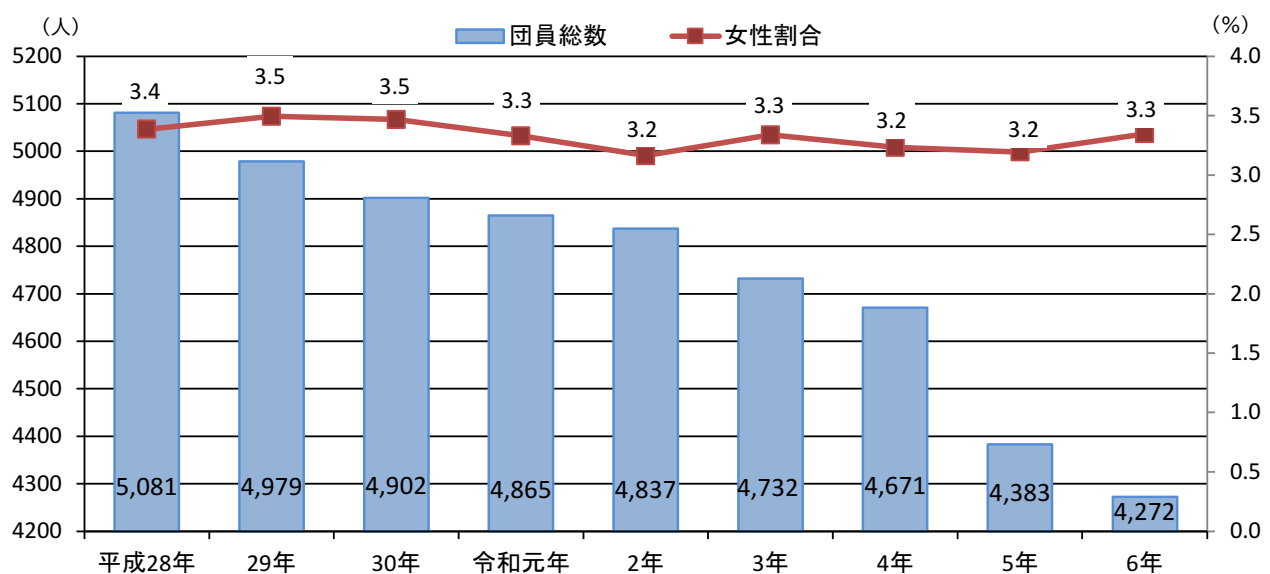


(注)調査時点は原則各年7月1日時点であるが、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査報告書」(令和7年)

令和6年の本県消防団員は前年より大幅に減少したが、団員における女性割合は前年より0.1%増加し、3.3%であった。

図A-22 消防団員における女性割合



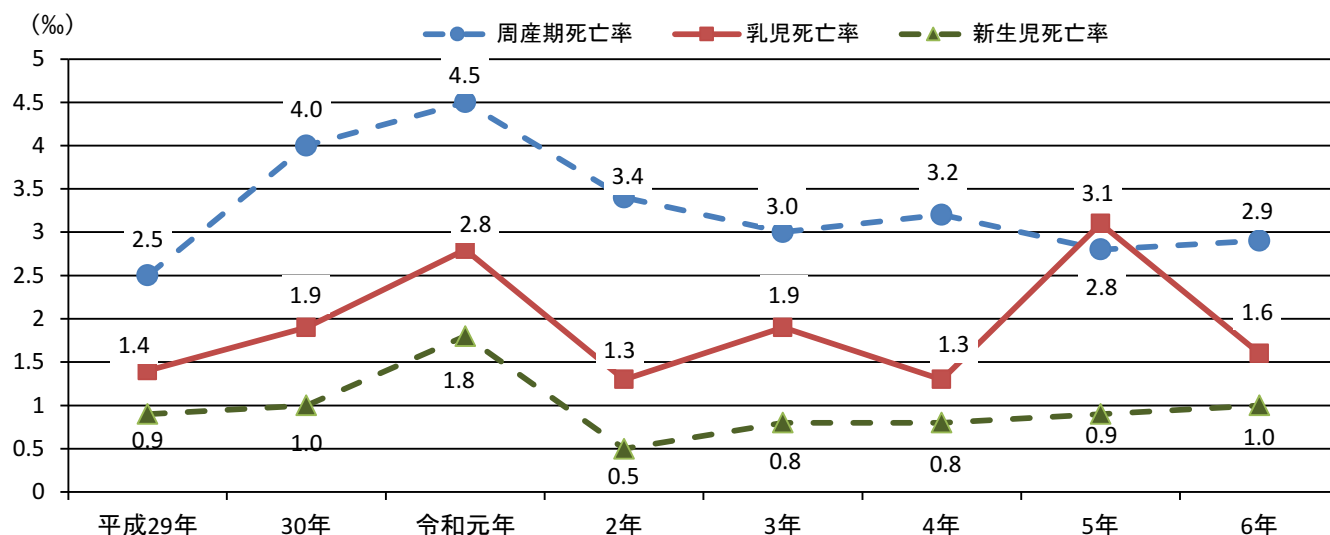
資料：鳥取県「消防防災年報」(平成28年～令和元年)
令和2～6年度 鳥取県消防防災課調べ(各年4月1日時点)

テーマB：安全・安心に暮らせる社会づくり

【重点目標3】生涯を通じた健康支援

令和6年の本県周産期死亡率・新生児死亡率は前年より0.1ポイント増加したが、乳児死亡率は1.5ポイント減少し、1.6%であった。

図B-1 母子保健関係指標の推移

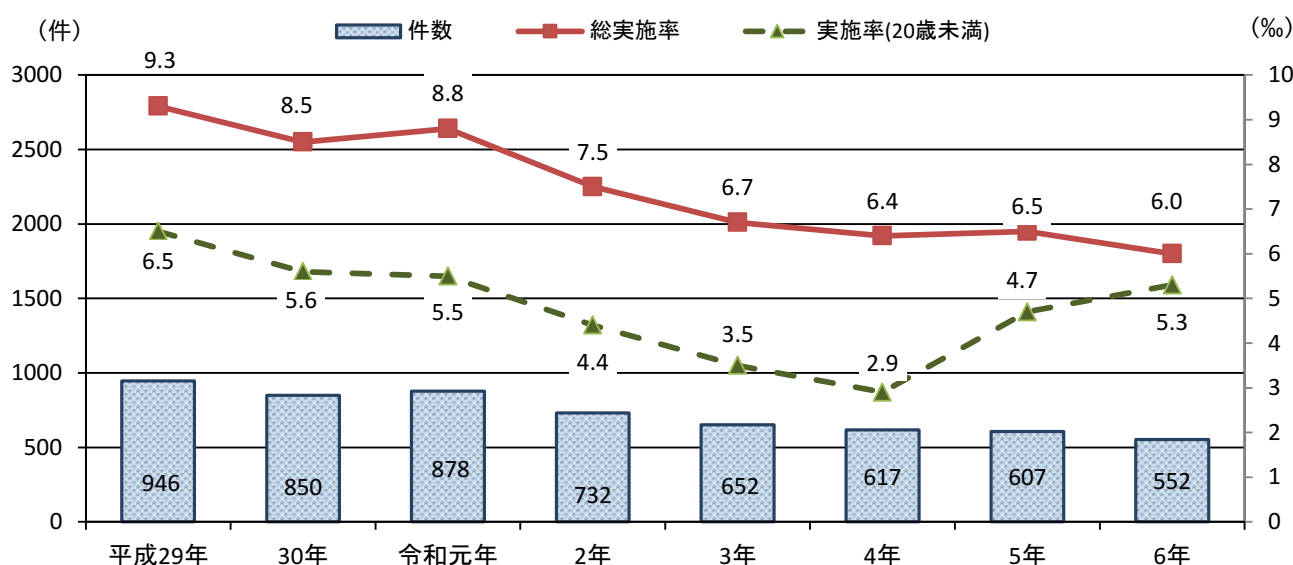


(注)「周産期死亡率」は、(妊娠満22週以後の死産数+早期(生後1週未満)新生児死亡数)/年間出生数+妊娠満22週以後の死産数×1000
「乳児(生後1年未満)死亡率・新生児(生後4週未満)死亡率」は、年間の死亡数/年間の出生数×1000

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和6年)

令和6年の本県人工妊娠中絶件数は552件で、前年より55件減少し、人工妊娠中絶総実施率も減少した。20歳未満の人工妊娠中絶実施率については、前年より上昇した。

図B-2 人工妊娠中絶件数の推移



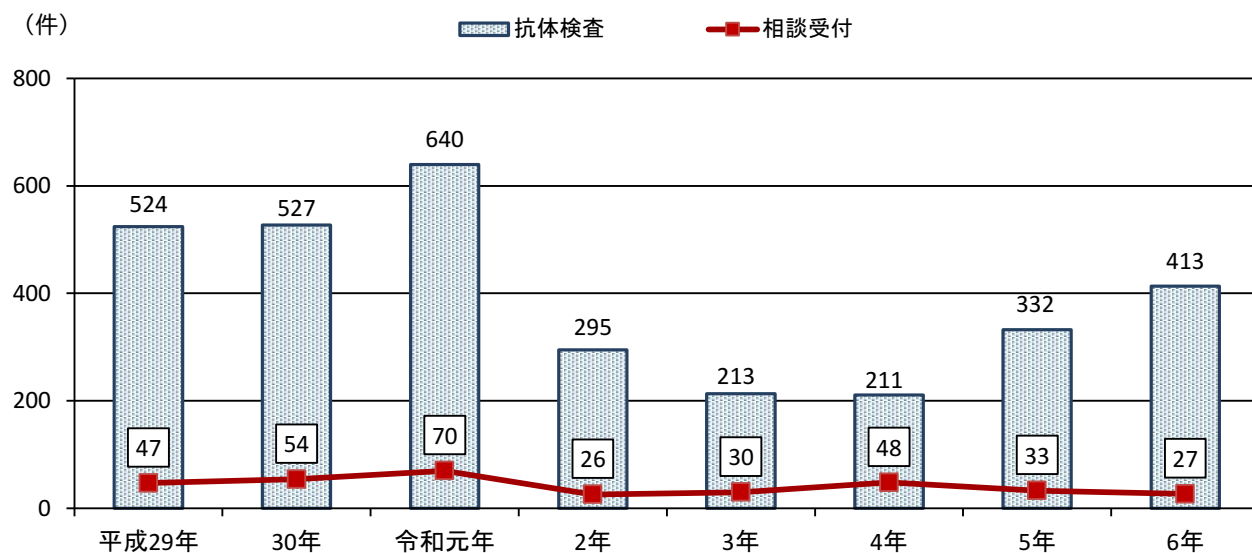
(注)「人工妊娠中絶総実施率」は、人工妊娠中絶件数(50歳以上除く)/15歳以上50歳未満女子人口×1000

「20歳未満の人工妊娠中絶実施率」は、人工妊娠中絶件数(15歳未満含む)/15歳以上20歳未満の女子人口×1000

資料：厚生労働省「衛生行政報告例」(令和6年)

令和6年のエイズ発生動向年報によると、本県の保健所におけるHIV抗体検査数は413件で、前年に比べ81件増加した。相談受付件数は前年に比べ6件減少し、27件であった。

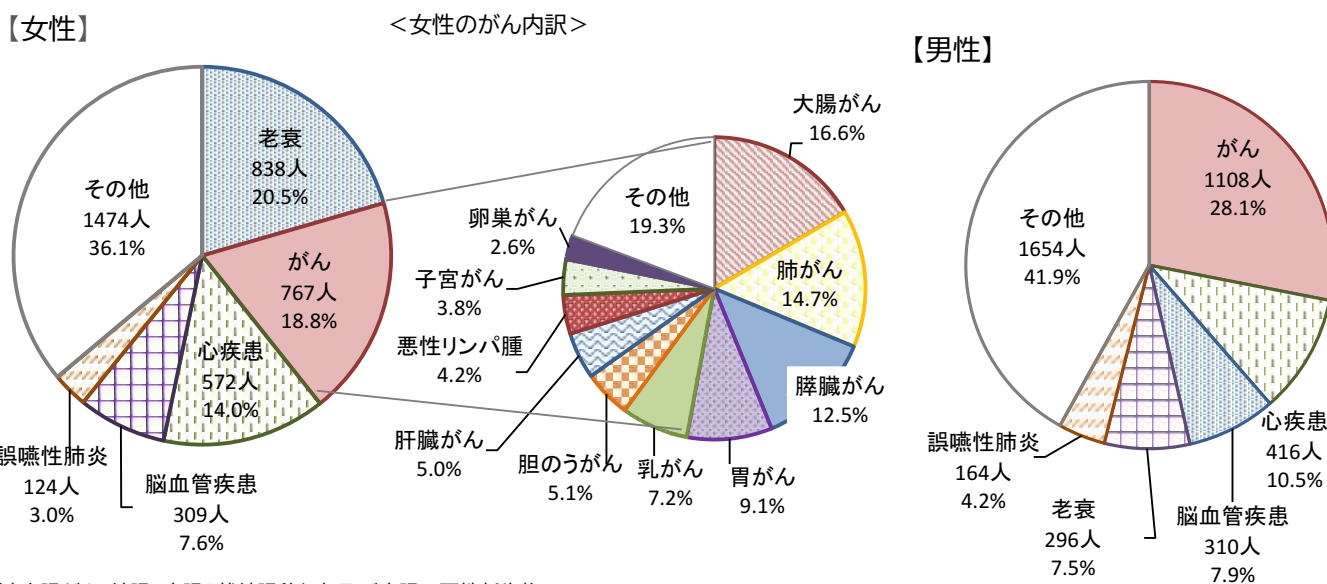
図B-3 保健所におけるHIV抗体検査・相談受付件数の推移



資料：厚生労働省「エイズ発生動向年報」(令和6年)

令和6年の本県における死亡原因順位第1位はがんであった。総死亡数に占めるがんの割合は女性は18.8%、男性は28.1%。女性死因がん内訳において、乳がん・子宮がん・卵巣がんといった女性特有のがんによる割合は13.6%を占めている。

図B-4 死亡原因の内訳



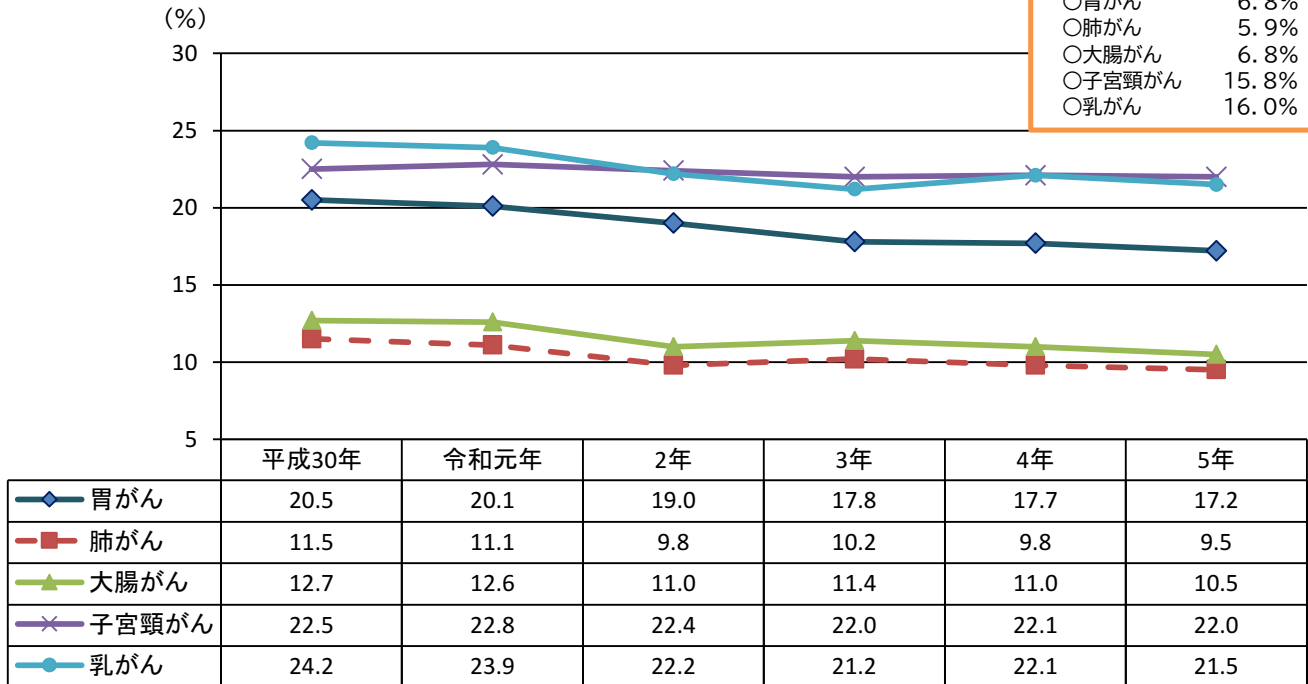
(注) 大腸がん：結腸、直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物。
 肺がん：気管、気管支及び肺の悪性新生物。
 肝臓がん：肝及び肝内胆管の悪性新生物。
 胆のうがん：胆のう及びその他の胆道の悪性新生物。
 小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合あり。

資料：厚生労働省「人口動態統計」(令和6年)

令和5年の本県がん検診受診率は、全国の受診率を上回っているものの、検診受診率はすべての検診において前年と比較し低下した。

図B-5 がん検診受診率の推移

令和5年 全国受診率
 ○胃がん 6.8%
 ○肺がん 5.9%
 ○大腸がん 6.8%
 ○子宮頸がん 15.8%
 ○乳がん 16.0%



注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

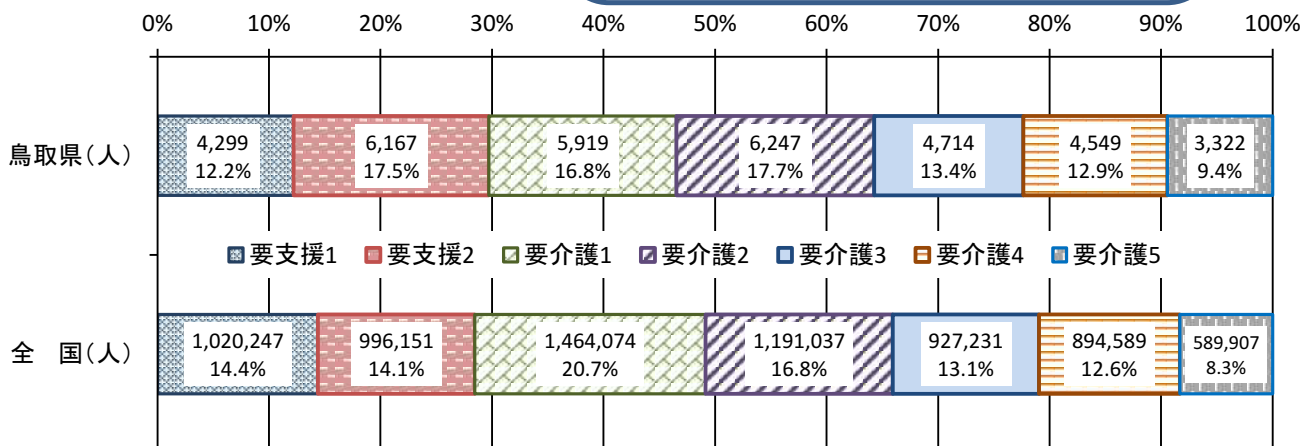
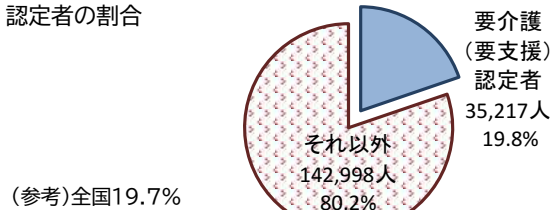
資料:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和5年)

【重点目標4】誰もが安心して暮らせる環境整備

令和5年の調査によると、県内の65歳以上で要介護(要支援)の認定者は35,217人となり、第1号被保険者(65歳以上)に占める認定者割合は19.8%となっている。また、認定者を介護状態区分別に見ると、軽度(要支援1～要介護2)の認定者は22,632人で全体の64.3%を占めている。

図B-6 65歳以上の要介護等認定者数

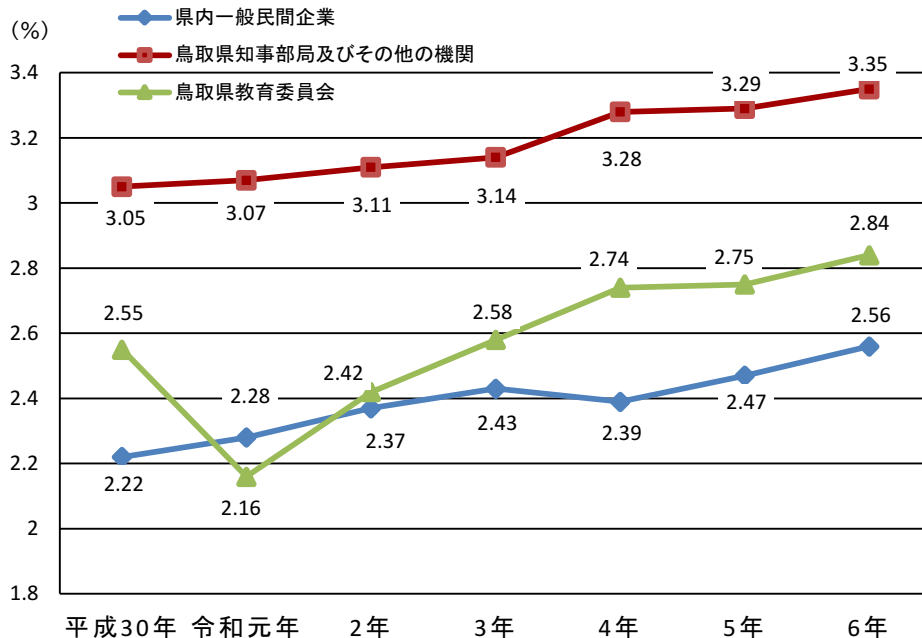
県内の第1号被保険者(65歳以上)に占める要介護等認定者の割合



(注)小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合あり。資料:厚生労働省「介護保険事業状況報告調査」(令和5年)

令和6年の調査では、本県の一般民間企業における障がい者の雇用率は2.56%で、前年より0.09%上昇した。また、県機関においても近年上昇を続けている。

図B-7 障がい者雇用率の推移



参考：障害者雇用率制度について
(厚生労働省)

法定雇用率	専業主区分		
	一般民間企業	国、地方公共団体等	都道府県等の教育委員会
H30年度～	2.2%	2.5%	2.4%
R3年3月～	2.3%	2.6%	2.5%
R6年4月～	2.5%	2.8%	2.7%
R8年7月～	2.7%	3.0%	2.9%

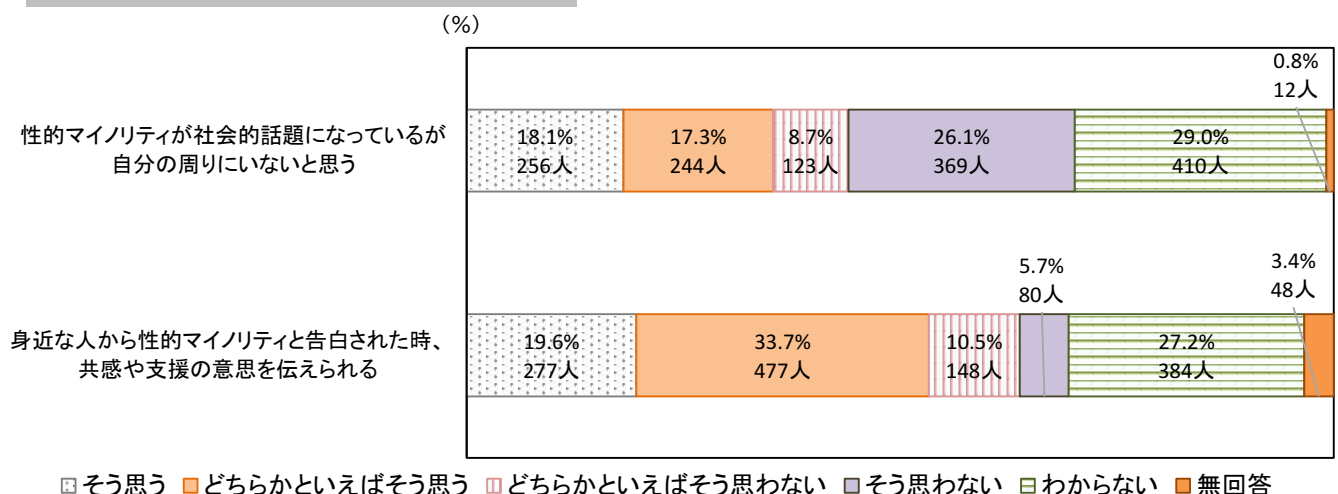
※法定雇用率：平成30年4月1日改正
令和 3年3月1日改正
令和 6年4月1日改正

(注)「鳥取県知事部局及びその他の機関」の数値は知事部局、病院局、警察本部の数値を合算したもの。
また、特例認定(鳥取県企業局に勤務する職員を鳥取県知事部局に勤務する職員とみなすものとする)を厚生労働大臣より受けたものを含む。
調査時点は各年6月1日時点。

資料：厚生労働省「障害者雇用状況調査」(令和6年)

令和2年の鳥取県「人権意識調査」結果によると、「性的マイノリティが自分の周りにいないと思う」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は35.4%。「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が34.8%であった。また、「身近な人から告白(カミングアウト)された際に共感や支援の意思を伝えられる」については、53.3%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した。

図B-8 性的マイノリティへの認知と理解



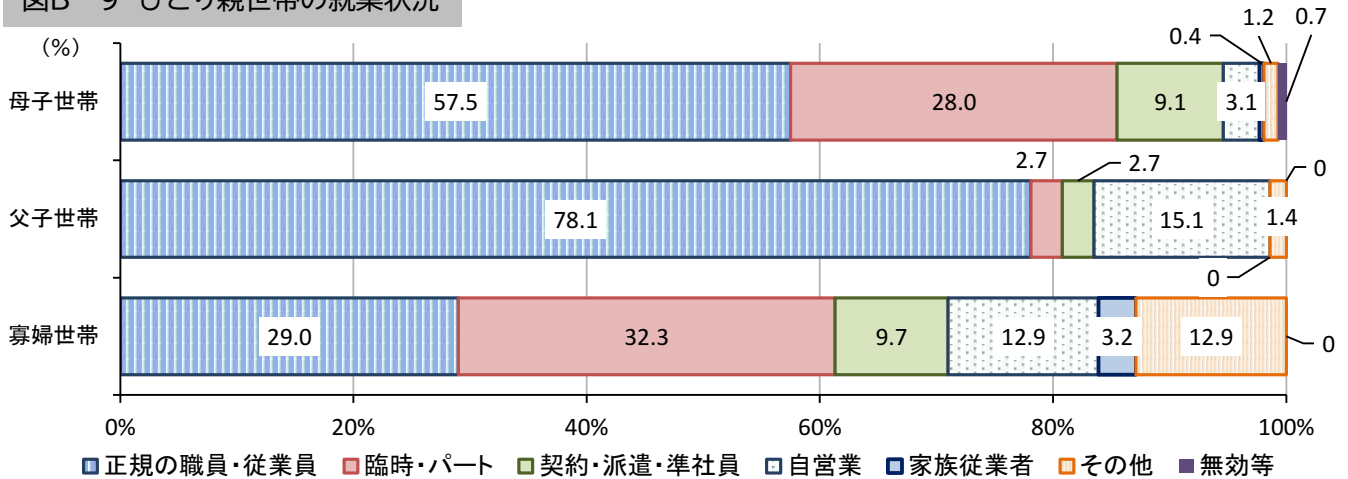
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない ■ わからない ■ 無回答

(注)調査対象：鳥取県内在住の16歳以上の者。回収率：47.4%(1,414/2,984(人))
小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合あり。

資料：鳥取県「人権意識調査」(令和2年)

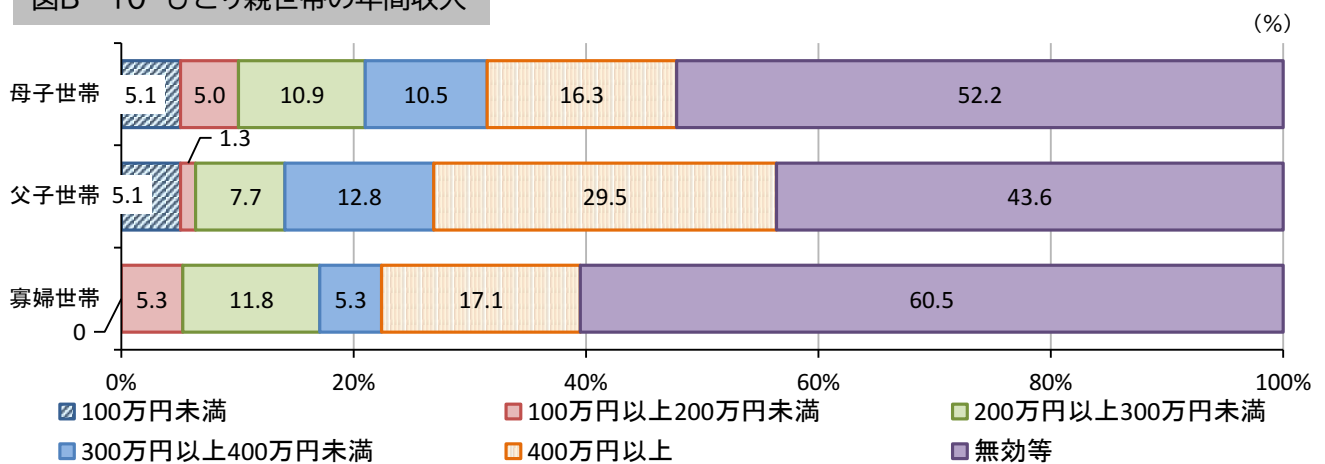
鳥取県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)では、就業状態が臨時・パートである割合が母子世帯で28.0%、寡婦世帯で32.3%である一方、父子世帯の78.1%が正規の職員・従業員であった。また、年間総収入が200万円未満の世帯の割合は、母子世帯で10.0%、父子世帯で6.4%、寡婦世帯では5.3%となっている。

図B-9 ひとり親世帯の就業状況



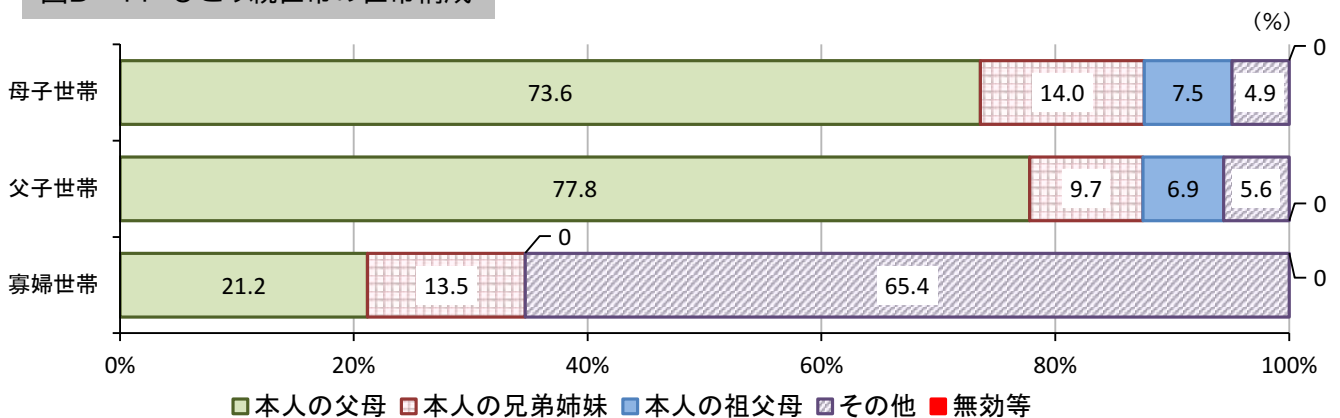
(注)小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合あり。

図B-10 ひとり親世帯の年間収入



(注)小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計は100%に一致しない場合あり。

図B-11 ひとり親世帯の世帯構成



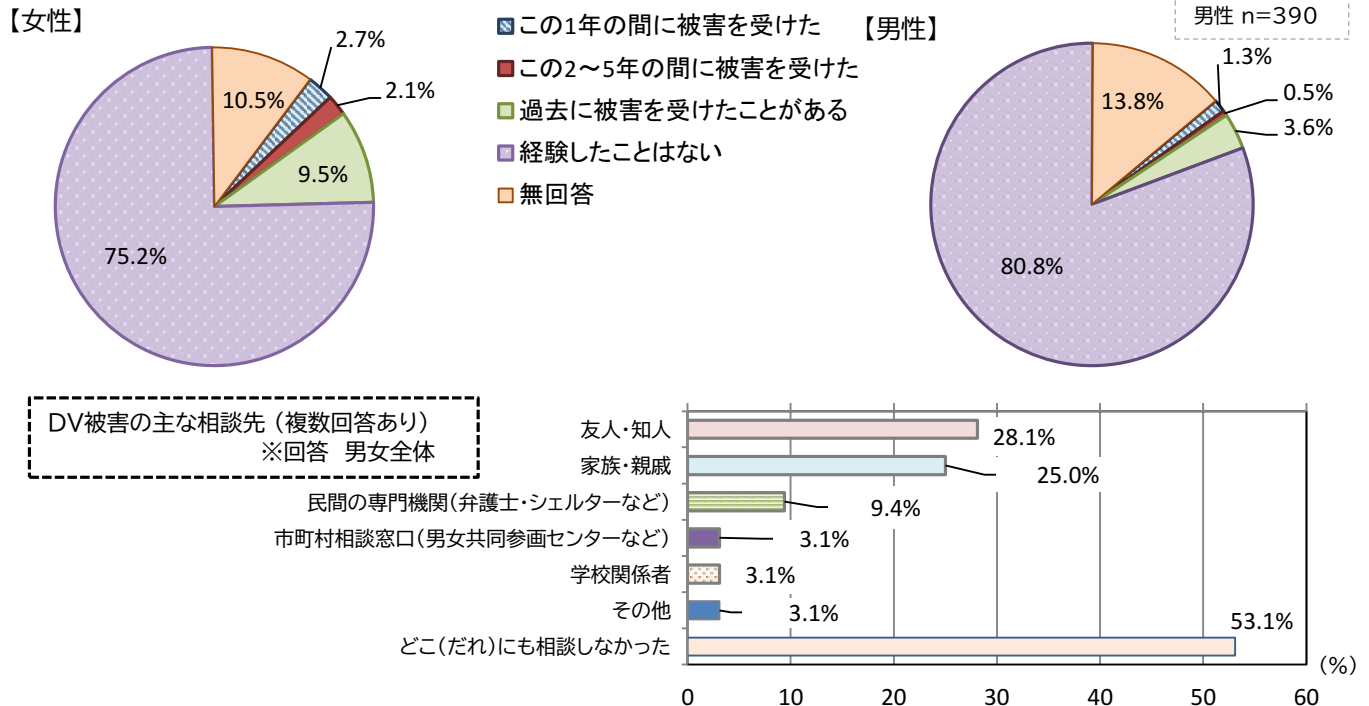
(注)複数回答・小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%に一致しない場合あり。

資料:鳥取県「ひとり親家庭等実態調査」(令和5年)

【重点目標5】あらゆる暴力の根絶

本県の「男女共同参画意識調査」(令和6年)によると、配偶者や交際相手からのDV(ドメスティック・バイオレンス)について、女性の20人に1人、男性の55人に1人が「5年以内に被害経験あり」と回答している。また、被害を受けた人の5割がどこにも相談していない。

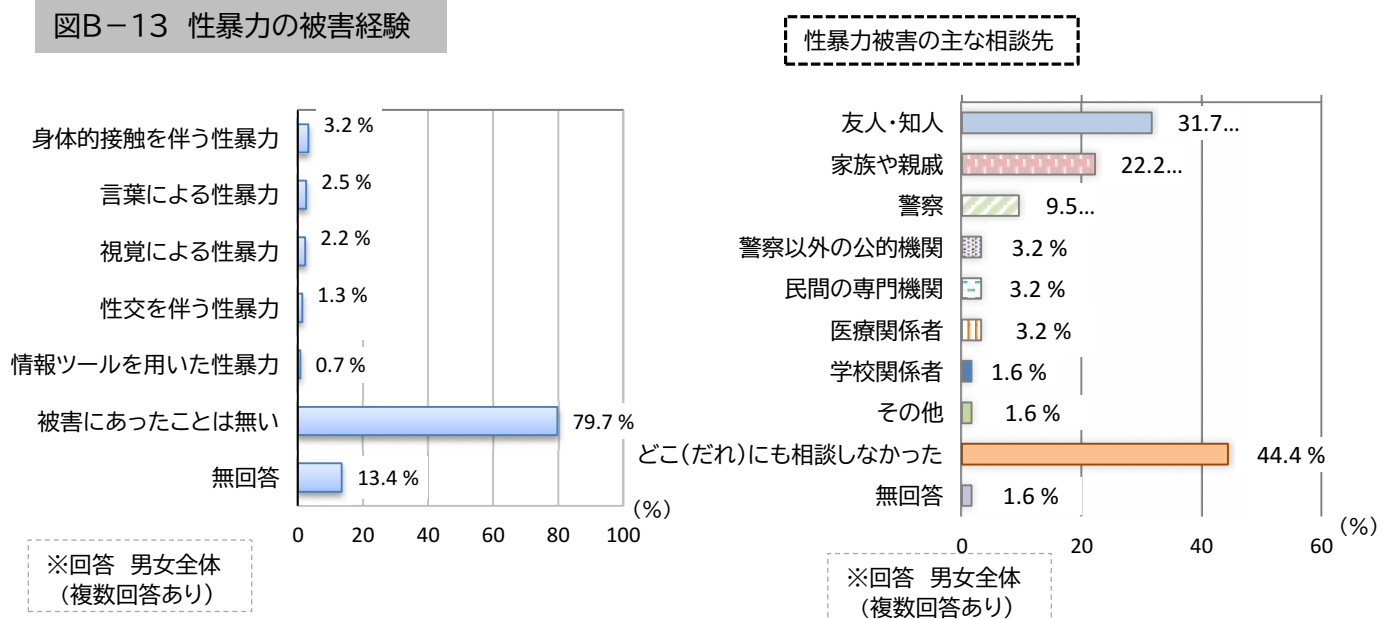
図B-12 ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害経験



(注)DV(ドメスティック・バイオレンス):一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」のこと。
殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力なども含まれる。 資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

本県の「男女共同参画意識調査」(令和6年)によると、性暴力(同意のない・対等でない・強要された性的行為)を受けたことがあると回答した人のうち、約4割以上がどこ(だれ)にも相談しなかったと答えている。

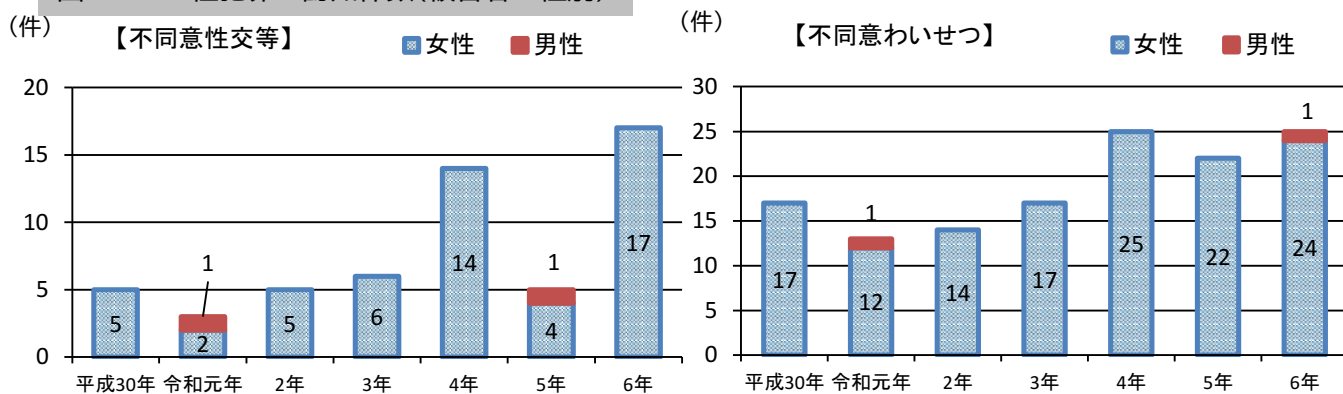
図B-13 性暴力の被害経験



資料:鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和6年に本県で発生した性犯罪の認知件数のうち、不同意性交等は17件、不同意わいせつは25件であり、いずれも増加した。

図B-14 性犯罪の認知件数(被害者の性別)

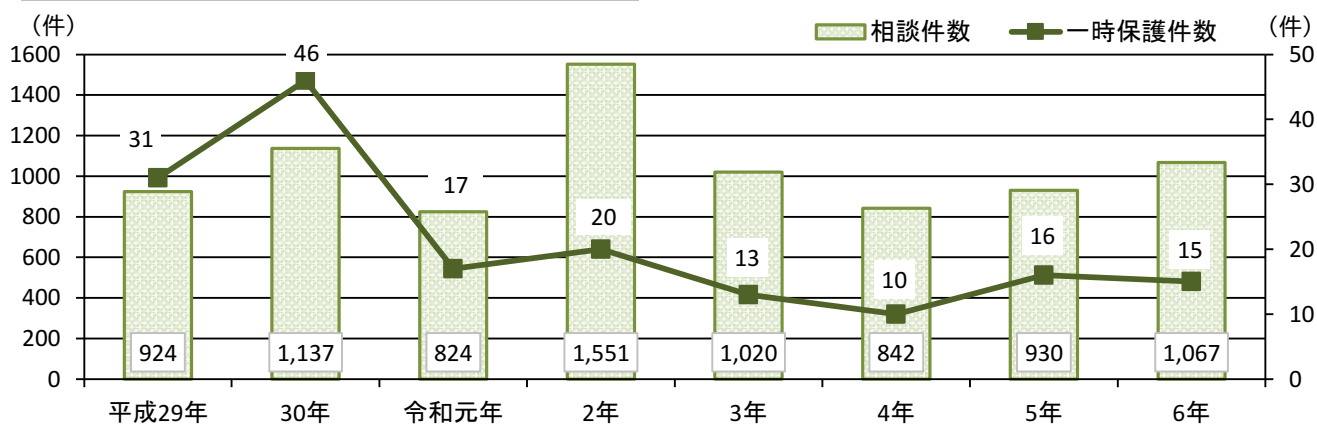


(注)改正刑法により、強制性交等の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に変更。

資料:鳥取県警察本部「犯罪統計書」(令和6年)

令和6年の本県福祉相談センター等で受けたDV相談件数は、前年より137件増加し、1,067件であった。

図B-15 DV相談件数、一時保護数の推移



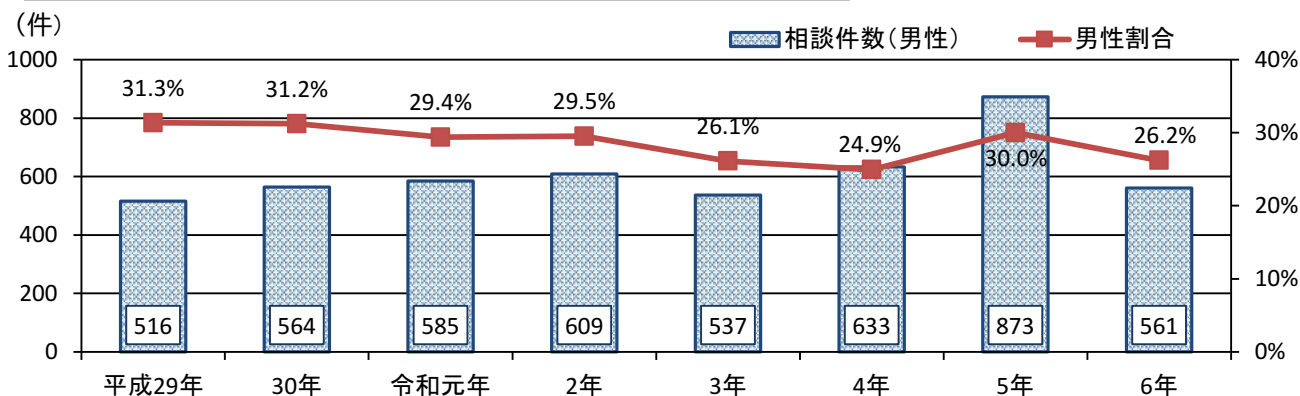
(注)DV相談件数:女性相談支援センター(旧婦人相談所)、配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員(旧婦人相談員)設置市において取扱った件数。「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力も含み、R2～暴力被害を含むものはDVを主訴とし計上。また、R2のみ特定定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む。

一時保護件数:当該年度に婦人相談所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、一時保護した件数(前年度からの繰越件数を含む。)

資料:令和6年度 鳥取県家庭支援課調べ

令和6年の男女共同参画センター(よりん彩)における男性相談件数は561件で、総相談件数の26.2%を占めている。

図B-16 男女共同参画センターにおける男性相談件数の推移



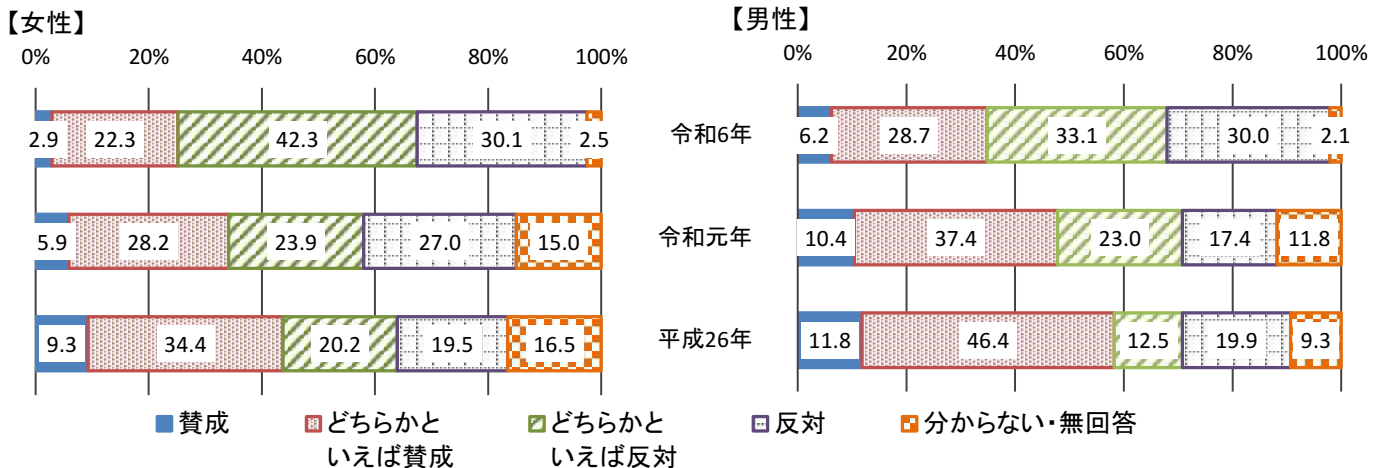
資料:令和6年度 鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)調べ

テーマC：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【重点目標6】男女共同参画の理解促進と未来の人材育成

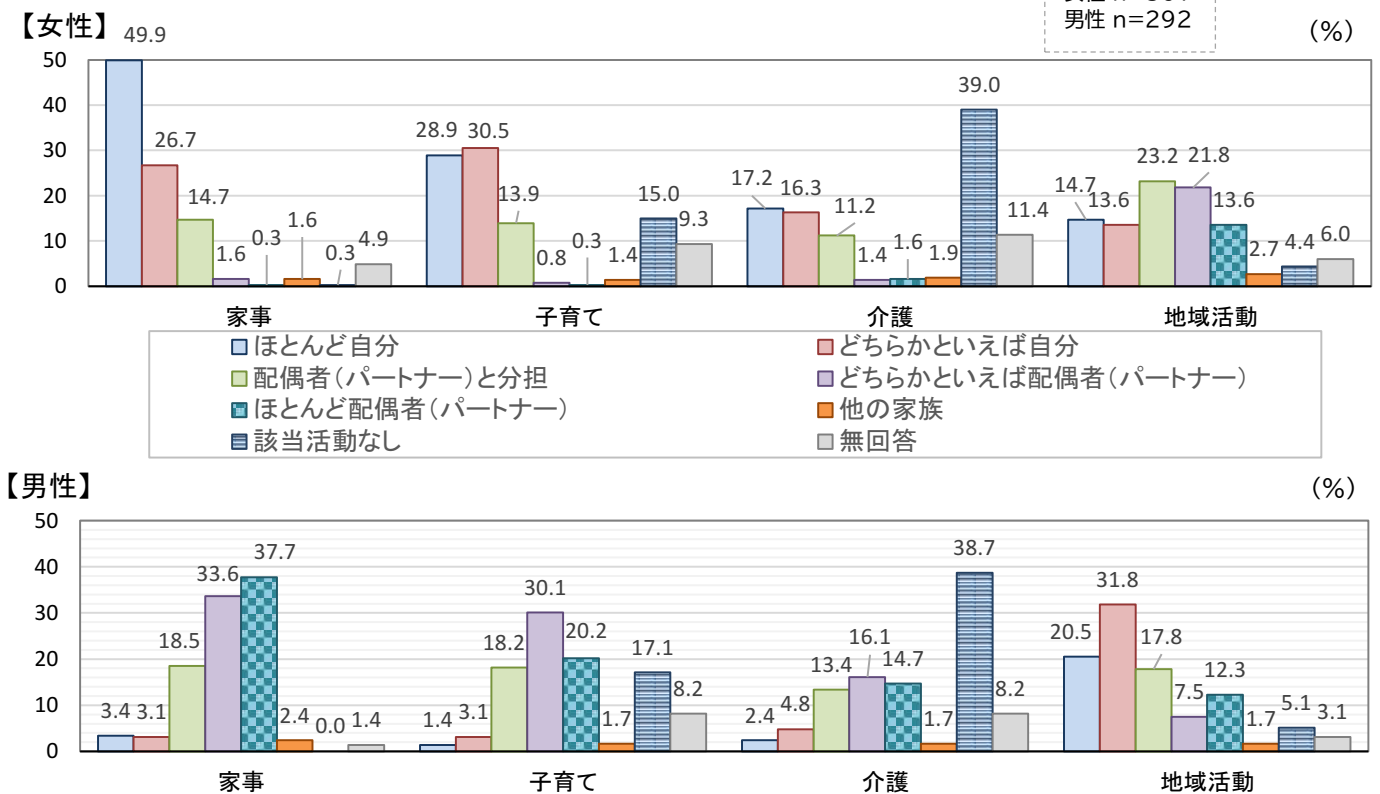
令和6年の鳥取県「男女共同参画意識調査」によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方については、前回調査より反対の割合が上昇している。また家庭生活における役割分担については、「地域活動」を除き大半を女性が担っている。

図C-1 「男性は外で働き女性は家庭を守る」という考え方について



(注) 小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しない場合あり。

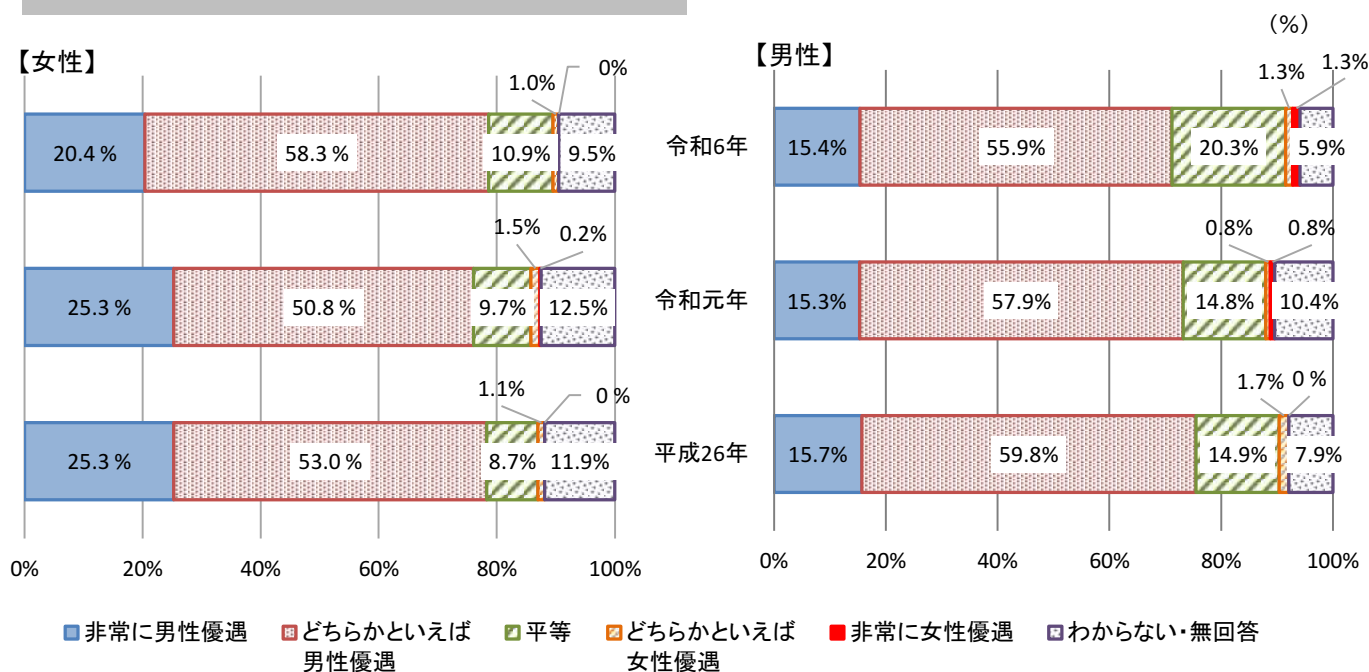
図C-2 家庭生活における役割分担について



資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和6年の鳥取県「男女共同参画意識調査」によると、社会通念・慣習などにおける男女平等意識について、7割以上の人々が男性が優遇されていると感じている。

図C-3 社会通念・慣習などにおける男女平等感

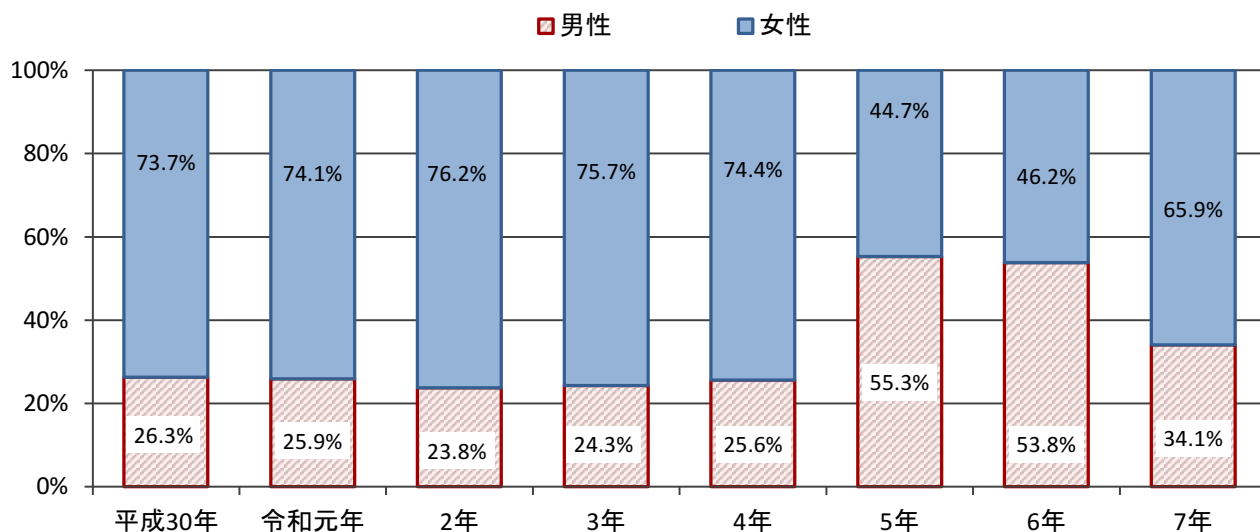


(注) 小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しない場合あり。

資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

令和7年の本県子ども会役員における男性の割合は34.1%となり、前年と比べ19.7ポイント減少した。

図C-4 子ども会役員における男性の割合

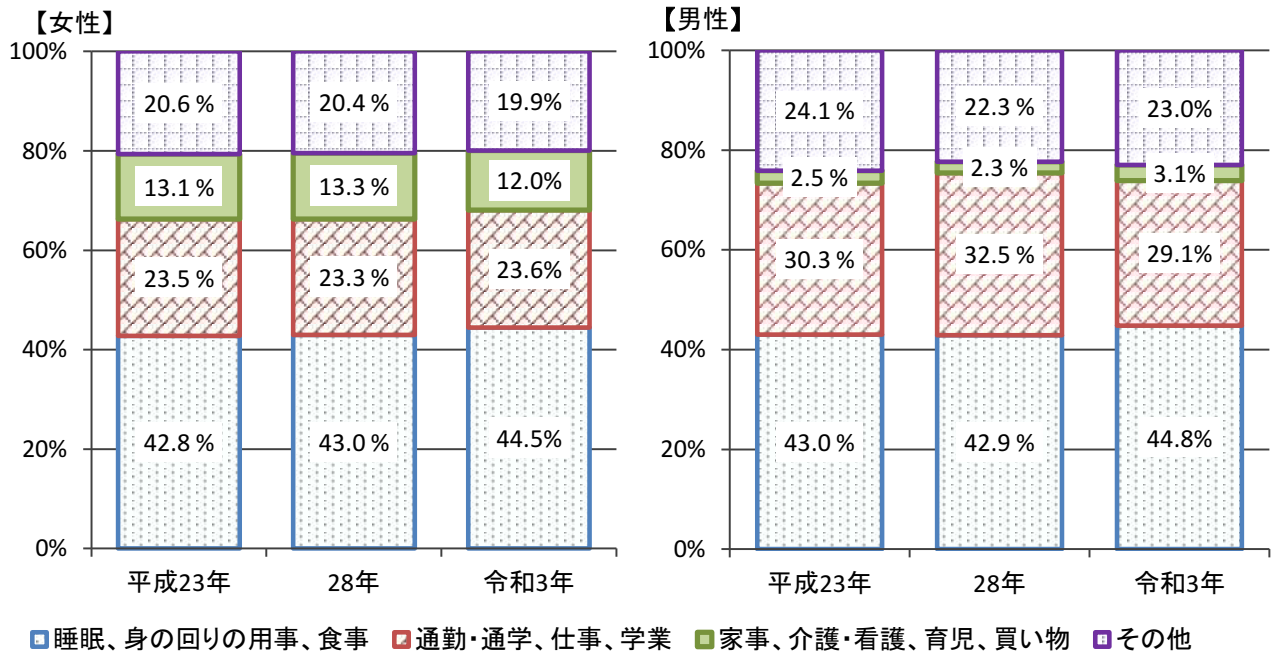


(注) 各年4月1日時点。令和3年までは役員(「会長」・「副会長」)の数値、令和4年からは役員のうち、「副会長」を除いた数値。(但し子ども会連合会の副会長は含む)

資料：令和7年度 鳥取県未来創造課調べ

令和3年の本県男女有業者の家事等関連時間は、平成28年と比較し男性が増加傾向、女性は減少傾向にある。しかし、依然として女性の家事等関連時間は男性よりも多い。

図C-5 男女有業者の週平均生活時間

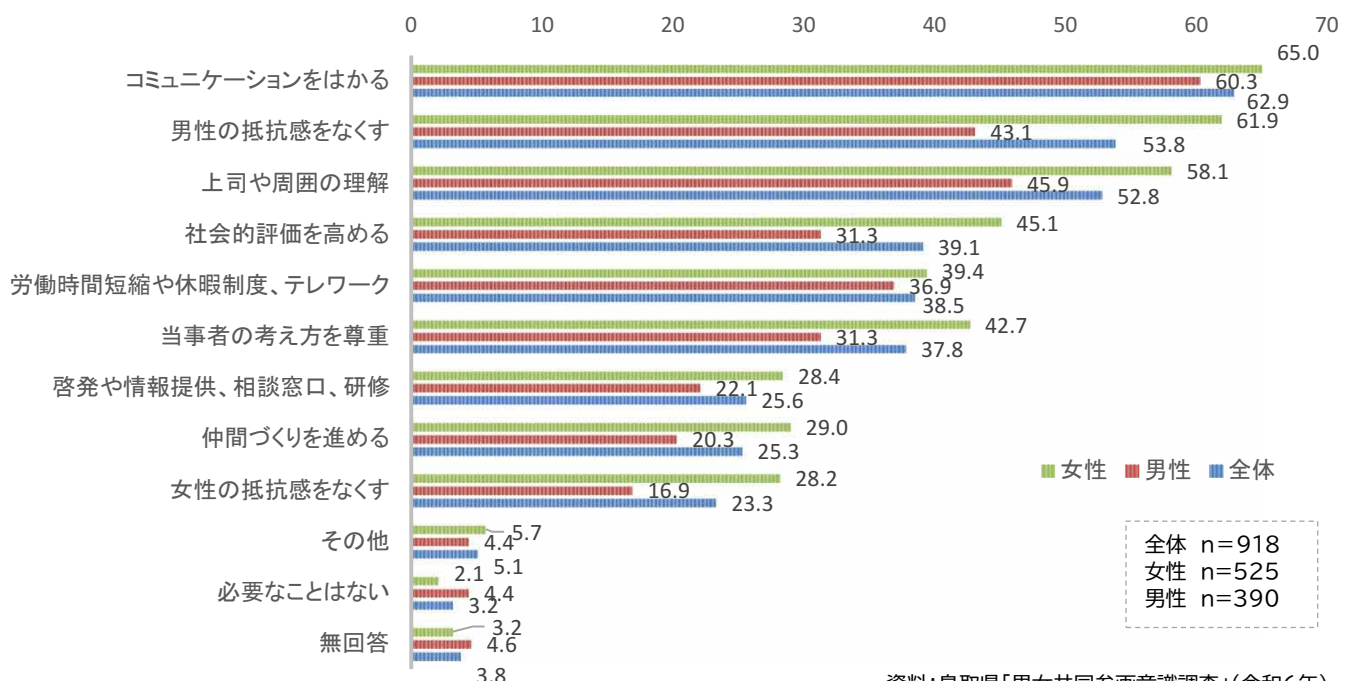


(注)有業者：15歳以上で普段の状態として収入を目的とした仕事を続けている人で、家族従事者、育児休業等により一時的に休業している人、おおむね年30日以上仕事をしている人を含む。(総平均時間の合計：1,439分)
小数点以下第二位を四捨五入してあるため、合計が100%に一致しない場合あり。

資料：総務省「社会生活基本調査」(令和3年)

鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)によると、男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なことについて、最も多かった回答は男女ともに「コミュニケーションをはかる」、次いで「男性の抵抗感をなくす」、「上司や周囲の理解」の順だった。回答結果に男女差はほぼなかった。

図C-6 男性が女性とともに家事等に参加していくために必要なこと



資料：鳥取県「男女共同参画意識調査」(令和6年)

鳥 取 県 男 女 共 同 参 画 白 書
～令和6年度 鳥取県男女共同参画施策実施状況等報告書（資料編）～
令和8年4月

発行／鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2 1 2－5

電 話 0 8 5 8－2 3－3 9 7 6

ファクシミリ 0 8 5 8－2 3－3 9 8 9

電子メール mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/miraisouzou/>

（以下二次元バーコードからも未来創造課のホームページへアクセスできます。）

